

令和7年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 令和7年9月11日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理 志
委員	下町 純子	委員	堀 真
委員	西田 健	委員	浦川 圭一
委員	西岡 克之		

欠席委員

委員 藤田 明美

職務のため出席した者

議会事務局長 荒木 秀一 課長補佐 江口 美和子

説明のため出席した者

住民福祉部長 宮 司 裕子
(住民環境課)

課長補佐 木 須 美 樹
(福祉課)

課 長 川 内 佳代子
係 長 日 高 拓 郎
(こども政策課)

課 長 村 田 佳 美
課長補佐 藤 吉 有 見
係 長 濱 崎 美 雪

健康保険部長 山 本 昭 彦
(健康保険課)

課 長 森 本 陽 子
係 長 相 川 沙 織
(介護保険課)

課 長 峰 修 子
係 長 堀 将 大

会計管理者 田 中 一 之
(会計)

係 長 久 保 麻衣子

議会事務局長 荒木 秀一

係 長 松 本 雄 輔

課長補佐 山 本 公 司
係 長 川 口 佳 子

高田保育所所長 松 尾 郁 子
課長補佐 石 川 俊 介
係 長 一 瀬 奈 々

課長補佐 木 澤 奈津代
係 長 草 野 愛

課長補佐 後 藤 理 子

(議会事務局・監査事務局)

議事課長兼監査事務局長

課長補佐 江口 美和子

山口 聡一郎

本日の委員会に付した案件

議案第60号 令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時26分

閉会 15時50分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。本日も藤田委員から欠席の届け出が出ております。では、定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和7年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に分割付託を受けました議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本日は住民福祉部高田保育所より審査を始めたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

おはようございます。よろしくお願いします。令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算事項別明細書に基づき、昨年度と異なる点を中心にご説明させていただきます。それでは説明書の22、23ページをお開きください。12款1項1目1節児童福祉費負担金の2行目スポーツ振興センター共済保護者負担金が高田保育所です。次に24、25ページをお開きください。13款1項2目2節児童福祉使用料の全てが高田保育所です。次に28、29ページをお開きください。14款2項1目3節地域活性化補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち5万2,100円が高田保育所です。下段の2目2節児童福祉費補助金の1行目子ども子育て支援交付金のうち454万2,000円が高田保育所です。補助率は国県町3分の1ずつです。次に34、35ページをお開きください。15款2項2目2節児童福祉費補助金の2行目保育対策総合支援事業費補助金のうち361万円が高田保育所です。医療的ケア児の受け入れのための看護師報酬等に充当いたしました。補助率は県6分の5、町6分の1となります。次に3行目子ども子育て支援交付金のうち452万2,000円が高田保育所です。補助率は国県町3分の1ずつです。5行目学ぶ保育士等応援事業補助金のうち56万円が高田保育所です。保育の資質向上と保育士の離職防止のために、研修に参加した保育者へ手当を支給する事業です。全額県補助です。次に46、47ページをお開きください。20款5項2目1節保育所副食費は全額高田保育所です。次に48、49ページをお開きください。20款5項3目雑入の下から21行目臨地実習受入謝金のうち1万3,200円が高田保育所です。次に50、51ページをお開きください。雑入の下から8行目放送受信料返還金が高田保育所です。歳入は以上でございます。

次に歳出ですが、前年度との変更点についてのみご説明いたします。106、107ページをお開きください。3款2項3目1節報酬の下から3行目の看護師パート報酬ですが、医療的ケア児受け入れのために看護師を雇用いたしました。108、109ページをお開きください。3款2項3目7節報償費の2行目学ぶ保育士等応援事業参加謝礼ですが、研修を受講した保育士に1人2万円を28人に支給いたしました。12節委託料の一番下の行、施設清掃委託料は高所の雨どいの清掃を委託いたしました。110、111ページをお開きください。14節工事請負費は雨水槽を受水槽にするための工事

を行いました。雨水槽の使用が11年を経過し、修繕やメーター交換などの維持費が水道使用量を上回るようになりましたので、雨水槽を受水槽として使用するよう改修工事を行いました。上水を貯水する受水槽として活用しております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。それでは、歳入の方から行きたいと思います。22ページ、ここから始めたいと思います。質疑はありませんか。12款1項1目です。それでは次のページ、13款1項2目、ここが高田保育所の所管です。よろしいですか。それでは次、28、29ページ、ここで質疑はありませんか。よろしいですか。それでは34、35ページ、ここにも数カ所高田保育所分があります。学ぶ保育士等が、この辺りですね。戻っても構いませんので、次に進めたいと思います。46、47ページ、ここは副食費等があります。質疑はありませんか。それでは次のページ48、49ページ、雑入です。質疑はありませんか。よろしいですか。では50、51ページ、ここは放送受信料の返還金が高田分として上がってます。歳入全般で質疑はありませんか。よろしいですか。それでは歳出、106、107ページ、この下段の方の高田保育所費、ここから高田保育所分になります。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

高田保育所費の報酬の中で、先ほどのご説明で医療的ケアを要するお子さまがいらっしゃるということで看護師を雇っているという状況の話がありましたが、この看護師の勤務状況というのは常勤なのか、一定の週に何日とかそういった形になるのか、状況はいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

こちらに上げております看護師パート報酬は、常勤の看護師が休暇を取った時に代替に入る報酬となっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

パート報酬の分は、そういうことで理解をしました。で、ちょっと聞きたいのは、その方と臨時の方とも合わせておしなべて一定の週に常勤的な体制が合わせてとれているのかという点はいかがでしょう。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

月曜から金曜までの週5日間、1日7.5時間の勤務体制がとれるようにしております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、分かりました。それと医療的ケア児の方の具体的にどういった処置を要するお子さんになるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

気管切開を行っているお子さんで、チューブにとどまるたんの吸引を行っています。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、分かりました。常勤の方とパートっていいですか非常勤の方両者ともこのたんの吸引について一定の経験というか、そのあたりについては十分対応は問題なくできているということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

医療機関での経験がございまして十分に対応ができておりました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと別件なんですけれども、高田保育所に入所希望のお子さんが毎年いらっしゃると思うんですが、令和6年度での定員の状況、100%なのかという点と、それから3歳未満児、3歳以上児とかで空きがあつたりとか、未満児はちょっといつも競争といいますかなかなか倍率が厳しいとか、そのあたりの状況はいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

令和6年度は定員90名に対して、年度末には96名の児童が入所しておりました。利用定員としては、0、1、2歳児は38名、3歳以上児は52名となっております。0、1歳児の入所希望が多い状態でございまして、年度末になるにつれ入所が厳しい状況かと思われます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、分かりました。民間の保育園もあるので、そのあたりとの兼ね合いもあるかと思うんですが、やっぱりニーズがあるという形なので、今後例えばそういった0歳、1歳、乳児の子どもの受け入れ体制を拡充するという方向性ってなかなか難しいものなのか、その可能性的にはいかがでしょうか。施設の整備の可能性も含めてそのあたりの考え方というのは、高田保育所としての考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

町内の他園の入所状況というところが十分に把握はできていないのですが、職員体制も含めて、現状定員90名というのがバランスが良い状態かなとは考えております。ただ、今後の状況につきましては、町全体の状況を伺いながら研究してまいりたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、理解をいたしました。高田地区というのはやっぱり同じ長与町内でも地理的にちょっと乖離してるといいますか、昔高田村と言ってたぐらい分かれてたぐらいなので、どうしても高田地区の方はどちらかというとな長崎市とのつながりが大きくて、例えば高田に新しく宅地が今造成されてますけども、そういった所に今後入ってくる家庭からのお子さまの入園希望というのが、高田にある民間も含めて高田保育所も今後増えてくるんじゃないかと思って。空いてないから、じゃあ長与の例えば岡の方のと言われましても、実際例えば勤務の関係で、例えば長崎市内に勤務されている場合に子どもをわざわざ岡の方までっていうのはなかなか現実的に厳しいものがあると思うんですよね。ですから、これはもう高田保育所だけでなくこども政策課としてもそういった住民の現実的なニーズを踏まえた何か対策が必要じゃないかと思うんですが、そのあたりは十分現状でいけるのかというのはちょっと疑問なんです。

○委員長（金子恵委員）

宮司部長。

○住民福祉部長（宮司裕子君）

一時的に高田地区の入所数っていうのは確かに高まるっていうことはあるんですけども、やはりその方々の通勤圏とかそういうのもありますので、やはり町全体としてですね、受け入れ体制っていうのは今後も研究を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では１０８、１０９ページ、次のページですね、こちらは全て高田保育所分です。よろしいですか。それでは次の１１０、１１１ページ、この半分上ですね、ここまでが高田保育所分になっています。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

高田保育所全体でなんですけれども、令和６年度の決算なんですけれども、令和６年度の中で見えてきた課題とか、そして次年度辺りにそういった何かソフト的な面で今後取り入れていく必要があるんじゃないかというような、何か分析等はされていらっしゃるでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

保育の面で申しますと、子どもたちの体力、そしゃく力などの発達というところで課題があると感じております。ですので、今年度から体づくりの方に力を入れていきたいと考えて実践しているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そのそしゃく力がちょっと課題だというふうに判断したのは、こういったところでそういうふうに思われたのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

子どもたちの給食の援助をしていく中で、年々そしゃく力の弱さというのは経験的に気づいているところであります。

○委員長（金子恵委員）

それでは、他にありませんか。歳入歳出いずれでも結構です。ありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

こども政策課の方で成果に関する報告書の中に入っておりますので、そちらでも聞こうとは思ったんですが、内容的には学ぶ保育士等応援事業ということで、そちらの方を高田保育所でも実施をされたということで、２８人という説明があったんですかね。前回の予算の時にお聞きしたかもしれないんですけど、その研修内容、そしてその効果、

ここで思ったのが、各園でそれぞれ別々のものをしているのか、その時に例えば許される範囲であれば他の所の研修も受けることができるのか、ちょっとそこを疑問に思ったものですから、お答えいただければと思います。

○委員（堤理志委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

学ぶ保育士の研修内容ですけれども、主体的な保育とはというところをテーマに、3、4、5歳児の保育の保育観察を幼児教育センターの方々に観察をしていただきました。その観察を基に講評を頂きました。子どもが主体的に遊べる、また生活ができる環境の設定の仕方、保育士の働きかけについて学ぶことができました。職員の間では、保育観察は日頃から職員同士で行っているものですが、新たな視点を頂けたことで、環境についてや声かけについて新たに学ぶことができたという意見が多く上がりました。それを実践に生かしているところでございます。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で高田保育所の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これよりこども政策課の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

皆さまおはようございます。それでは令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算事項明細書に基づき、昨年度と異なる点を中心にご説明させていただきます。説明書の22、23ページをお開きください。12款1項1目1節児童福祉費負担金と2節滞納繰越分がこども政策課です。1節児童福祉費負担金の1行目児童福祉費負担金（保育料）は、昨年度より2,697万5,300円の減額となっております。これは令和6年4月より、保育料の第3子以降無償化を行ったことが主な要因です。次に3行目の病児・病後児保育事業負担金は、長与町にある病児保育ひなたぼっこに係る時津町の負担分です。2節、保育料滞納繰越分の収入額は118万2,200円、16名分となっております。お手元の歳入の収納状況保育料をご覧ください。内訳としましては、平成29年度以前分が1名、以降分が15名となっており、収納率は60.9%となっております。説明書へお戻

りください。2目1節保健衛生費負担金がこども政策課です。養育医療費保護者負担金は、未熟児で生まれた赤ちゃんの入院養育が必要と医師が認めた場合に医療費を助成するもので、所得に応じた自己負担分になります。次に26、27ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目障害者自立支援給付費負担金のうち10万円がこども政策課で、育成医療費に対する2分の1の国庫負担金となっております。3行目障害児入所給付費等国庫負担金は障害児通所給付費に対する国庫負担分で、負担割合は2分の1です。次に28、29ページをお開きください。2節保育所運営費負担金から4節児童福祉費負担金までがこども政策課です。次の14款1項2目1節保健衛生費負担金の1行目母子保健衛生費負担金ですが、未熟児養育医療費の国庫負担金で補助率が2分の1となります。次に14款2項1目3節地域活性化補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して物価高騰に伴う保育園等に対する副食費支援事業に60万9,900円、物価高騰で困窮する子育て世帯への支援として、保育料無償化事業に1,161万7,000円を充当しました。14款2項2目1節社会福祉費補助金の4行目地域障害児支援体制強化事業補助金がこども政策課です。ひばり学級で行っている巡回支援整備事業に対する国庫補助金で、補助率が2分の1となっております。2節児童福祉費補助金は全てこども政策課です。1行目子ども子育て支援交付金は昨年度より899万1,000円の増となっております。補助率は3分の1です。2行目子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当制度改正準備事業に対する補助金で全額国庫補助となります。3行目支援対象児童等見守り強化事業補助金は、町内の2事業所が行う要保護児童等の居宅を訪問するなどを行いながら子どもの見守りを行う事業で、国の補助率は3分の2です。次に3目1節保健衛生費補助金の2行目妊娠・出産包括支援事業補助金がこども政策課で、産後ケア事業と産婦健康診査に関する補助金で、国の補助率は2分の1です。30、31ページをお開きください。1行目感染症予防事業費等国庫補助金はマイナンバー情報連携を行うための健康管理システム改修に係る補助金で、国の補助率は国基準額の3分の2です。2行目出産・子育て応援事業費補助金は、令和5年3月より事業を開始した出産・子育て応援事業に係る補助金です。次に、3項2目2節児童福祉費委託金はこども政策課で、特別児童扶養手当に係る事務委託金です。32、33ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金、2行目障害者自立支援給付費負担金のうち5万円がこども政策課です。育成医療費の4分の1が県負担金です。4行目障害児通所給付費等負担金がこども政策課で、4分の1が県負担金です。次に2節保育所運営費負担金から2目1節保健衛生費負担金までがこども政策課です。下段の2項2目1節社会福祉費補助金の4行目小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費から6行目の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金までがこども政策課です。6行目の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の聴覚障害のある児童に対し、補聴器の購入費用の一部を助成するための補助金

で、県が3分の2補助となります。34、35ページをお開きください。1行目医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金から3行目地域障害児支援体制強化事業補助金がこども政策課です。1行目医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金は、在宅の医療的ケア児の看護および介護を行う家族の負担軽減を図るため、訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う医療保険の適用対象外となる看護費用について、県が2分の1を補助するものでございます。2行目の福祉医療費補助金（高校生）は高校生の医療費助成を行う事業に係る補助金で、全額県補助となります。3行目の地域障害児支援体制強化事業補助金は、ひばり学級で行っている巡回支援整備事業に対する補助金で、県4分の1補助となっております。2節児童福祉費補助金の1行目放課後児童健全育成事業費補助金（母子家庭等児童助成事業）から3行目子ども子育て支援交付金と、5行目学ぶ保育士等応援事業補助金がこども政策課です。5行目の学ぶ保育士等応援事業補助金は全額県補助となっております。次に3目1節保健衛生費補助金の2行目出産・子育て応援事業費補助金と、4行目造血幹細胞移植後予防接種再接種費用助成事業費補助金がこども政策課です。4行目の造血幹細胞移植後予防接種再接種費用助成事業費補助金は、造血幹細胞移植により移植前に接種した予防接種ワクチンの免疫が低下または消失し、再接種が必要と医師が認める予防接種の費用助成に対する補助金で、県2分の1補助となっております。40、41ページをお開きください。16款2項2目1節物品売払収入の公用車売払収入のうち5万6,100円がこども政策課です。これまでこども政策課で管理していた公用車を経年劣化により廃止し、車体を売却いたしました。17款1項3目1節社会福祉費寄附金は、ファミリーサポートセンター事業負担金としてこれまで1企業より寄付を受けておりましたが、令和6年9月より新たに1企業と協定を締結し、2企業より1企業当たり月2万円の給付を受けております。一番下の行の17款1項7目1節ふるさと長与応援寄附金のうち、7,012万1,100円をこども医療費へ充当しております。48、49ページをお開きください。20款5項3目1節雑入です。上から8行目養育医療費返還金、9行目児童手当返還金、その7行下の電柱等設置使用料のうち1,510円、次に一番下から17行目保健事業参加者負担金のうちの6,400円、その10行下の放課後児童クラブ光熱水費負担金がこども政策課です。50、51ページをお開きください。4行目過年度病児・病後児保育事業負担金返還金と下から4行目子育て世帯訪問支援事業利用者負担金がこども政策課です。この子育て世帯訪問支援事業利用者負担金は、育児家事支援員がひとり親世帯の母が入院したことに伴い、高校生世代の子に対し、延べ3回訪問し、調理や買い物の支援を行ったことに対する利用者負担金となります。歳入は以上です。

次に歳出です。92、93ページをお開きください。3款1項1目1節報酬の3行目要保護児童対策地域協議会委員報酬から5行目児童虐待防止専門員報酬までがこども政策課です。2節給料から4節共済費までは、福祉課とこども政策課の2課の人件費となります。8節旅費の1行目普通旅費のうち8,750円、2行目研修旅費のうち5,00

0円、3行目費用弁償のうち1万1,900円、10節需用費の1行目消耗品費のうち8万8,577円、2行目印刷製本費と11節役務費の全額がこども政策課です。次に94、95ページをお開きください。13節使用料及び賃借料の全額、18節負担金、補助及び交付金の下から3行目長与町福祉団体育成補助金のうち10万円と、一番下の行の支援対象児童等見守り強化事業補助金がこども政策課です。19節扶助費の福祉医療費助成と22節償還金、利子及び割引料の過年度児童虐待防止対策支援事業補助金返還金がこども政策課です。2目障害者福祉費のこども政策課所管分は、ひばり学級の障害児福祉に係る経費になります。1節報酬の下から2行目療育専門員報酬、一番下の行の療育補助員報酬がこども政策課で、専門員5名、補助員1名の報酬です。96、97ページをお開きください。3節職員手当等の会計年度任用職員期末手当のうち201万8,553円、会計年度任用職員勤勉手当のうち169万6,700円、4節共済費の会計年度任用職員社会保険料のうち230万1,236円、7節報償費の全額、8節旅費の1行目普通旅費のうち3,750円、2行目費用弁償のうち1万9,550円、3行目会計年度任用職員通勤手当のうち28万800円、10節需用費の1行目消耗品費のうち16万6,203円、2行目燃料費と3行目食糧費の全額、11節役務費の1行目自動車損害共済金、下から3行目障害児通所給付費支払事務手数料、下から2行目育成医療費支払事務手数料の全額がこども政策課です。12節委託料の下から2行目ひばり学級施設管理委託料は、長与町社会福祉協議会が所有するほほえみの家内にあるひばり学級の施設管理を社会福祉協議会へ委託しております。13節使用料及び賃借料の1行目自動車借上料の全額、2行目有料道路等使用料のうち320円、3行目公用車リース料の全額がこども政策課で、ひばり学級で使用する公用車等に対する経費となります。98、99ページをお開きください。2行目の医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金がこども政策課です。令和6年7月より、利用時間の上限を年間24時間から96時間に引き上げて補助を行いました。19節扶助費の下から5行目障害児通所給付費から下から3行目の育成医療費、22節償還金、利子及び割引料の1行目過年度小児慢性特定疾病時日常生活用具給付費補助金返還金と2行目過年度障害者医療費（育成医療）県費返還金、下から2行目過年度障害児施設措置費（給付費等）負担金返還金と一番下の行、過年度障害児通所給付費等負担金返還金がこども政策課です。次に102、103ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費から113ページの4目児童館費まで全てこども政策課です。1節報酬の3行目一般事務補助パート報酬と3節職員手当等の1行目時間外勤務手当は、児童手当制度改正事務に伴うものです。104、105ページをお開きください。17節備品購入費は、こども政策課内で使用するシュレッダー1台を購入しております。18節負担金、補助及び交付金は、保育所や放課後児童クラブ、病児保育などの子育て施設に対し、事業を継続的に実施していただくために必要な経費等を助成しております。19節扶助費の1行目児童手当は、令和6年10月より拡充されたことで8,145万5,000円の増額となっております。一番下の行の子育てのための施

設等利用給付費は、昨年度より利用児童数が減少したため約５３１万円の減額となっております。２２節償還金、利子及び割引料は各事業の実績に伴う過年度返還金です。１０６、１０７ページをお開きください。２目児童福祉運営費は、保育所、認定こども園等への運営費に対する補助金です。１８節負担金、補助及び交付金の１行目から１９行目の運営費補助金は、入所児童数の増減に伴い運営費も増減しております。一番下の行の学ぶ保育士等応援事業補助金は、幼児教育保育の質の向上と保育者の離職防止を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園に対し、園内研修に参加した保育者への手当等に要する費用を助成しました。２２節償還金、利子及び割引料は各事業の実績に伴う過年度返還金です。１１０、１１１ページをお開きください。４目児童館費です。１１３ページまでが町内５カ所の児童館運営に係る経費です。１１２、１１３ページをお開きください。１４節工事請負費の児童館施設整備工事費は、上長与児童館の図書室と遊戯室の空調機入れ替えと、長与南児童館２階部分の照明をＬＥＤ照明器具へ交換しました。１７節備品購入費の一般備品購入費は、長与南児童館の掃除機が故障したため新たに購入いたしました。次に１１６ページから１１９ページにかけての４款１項１目２節給料から４節共済費までは、健康保険課とこども政策課の職員の人件費となっております。２目１０節需用費の１行目消耗品費のうち１万１，８４０円、２行目印刷製本費のうち１０万４２０円、１２節委託料の１行目予防接種委託料のうち１億１，８６５万７，６０６円と、次のページの１９節扶助費の１行目予防接種助成費の全額がこども政策課です。次に３目母子衛生費は全てこども政策課です。１１節役務費の２行目通信運搬費は、出産・子育て応援事業の対象者への通知文書に係る郵便料です。１２節委託料の２行目産後ケア委託料は、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図るため、出産後１年以内の母親に対してショートステイおよびデイケアの利用に要する費用の助成を行いました。また利用者のさらなる負担軽減を図るため、令和６年７月から課税世帯におけるショートステイの自己負担額を４，０００円から１，５００円へ、デイケアの自己負担額を１，５００円から無料としました。次に１２２、１２３ページをお開きください。１８節負担金、補助及び交付金の２行目出産・子育て応援給付金は、妊婦に対し５万円、出産した場合に５万円を給付しております。１９節扶助費の６行目多胎妊娠の妊婦健康診査扶助費は、多胎妊婦が通常の妊婦健康診査回数を超えて受診する場合、また追加審査によって自己負担が発生する場合に要する費用について、令和６年７月から１回当たり５，０００円を上限とし、最大５回分の追加助成を行いました。２２節償還金、利子及び割引料は、各事業の実績に伴う過年度返還金です。１７６、１７７ページをお開きください。１０款４項１目７節報償費がこども政策課で、町内幼稚園卒園児６７人へ記念品を購入しております。以上で歳出についての説明を終わります。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書につきましてご説明いたします。こども政策課所管分は２９ページから３５ページになります。主なものをご説明いたします。３０ページをお開きください。３０ページの子ども・子育て支援事業計画策定業務は、

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、子ども・子育て支援施策の総合的な計画として、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この計画は、次世代育成支援行動計画や子どもの貧困対策推進計画も包含しております。31ページをお願いします。児童手当は令和6年10月から所得制限の撤廃、高校生世代までの支給期間の延長、多子加算について第3子以降3万円とするなどの抜本的拡充を行いました。これに伴い、支払月を偶数月の年6回とし、制度改正後の支給を同年12月から開始しました。次に33ページをお願いいたします。33ページの私立保育園等運営費補助金は、町内に住所を有する子どもが通園する私立保育園等の円滑な運営を支援することを目的として、私立保育園に対し補助金を交付しました。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和6年4月から同一生計の子どものうち、最年長から数えて第3子以降の保育料を無償化としました。以上がこども政策課の令和6年度決算に関する内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。結構分量がありますので、歳入の方から1ページずつしていきたいと思います。まず22、23ページ、ここから質疑を行います。こちらで質疑はありませんか。負担金のところですね。この辺りとその下段の繰越金、ここがこども政策課の所管分です。次のページ24、25ページ、13款1項2目、ここにこども政策課が入ってます。よろしいですか。では26、27ページ、ここは下段の障害児の分ですね、ここにこども政策課の分があります。それでは28、29ページ、上段の負担金関係、この辺りがこども政策課です。それでは次進みます。30、31ページ、上段の方です。感染症、出産・子育て応援事業費、ここもこども政策課です。それでは32、33ページの方に移りたいと思います。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

32、33ページの民生費県補助金のところで、一番下で軽度、中等度の難聴児の補聴器購入の助成がありますけれども、これは説明では手帳までは至らない中軽度の子どもということですが、ちなみに令和6年度、この対象になった子どもというのは何人いらっしゃるでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

対象の方が2名となります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

対象が2名という、ちょっと伺いたいのが、例えば検診などで聴力にちょっと聞こえが悪いようだねっていう子どもの、聴力に問題があるかなという中でも手帳の申請までに至らない子どもが2名なのか、それとももっと多いけれどもこの補助を申請して受けてる方が2名なのか、現状ですね、どのような状況なのか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

こちらの軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成対象者に関しましては、重度の方が身体障害者手帳の対象になります。そちらは福祉課の方で数は把握されてるんですけども、軽度、中度の方に関しましては把握しておりませんで、実際にこちらの補助の助成の対象になる方に関しましては、医師の意見書、診断書の方が必要になりますので、主治医の先生から勧められた方に関しまして窓口申請に来られます。それですので、昨年度の申請者は2人ということでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

理解しました。確認ですけれども、町としてはPRはしてないけれども、基本的なシステムとしては病院とか医療機関で医師等からこういう制度がありますというお知らせをするというそういうシステムになってるということですかね。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

町といたしましても、ホームページの方では周知はしております。県の事業でもございますので、長崎県の方でも周知はしております。

○委員長（金子恵委員）

今、33ページまで行ってます、他にありませんか。それでは次のページに行きたいと思います。34、35ページ、ここは、ひばり学級など幾つかこども政策課分が入っておりますけど、いいですか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

ひばり学級についてお尋ねをいたします。施設管理は社協がされてるということで、中の事業を役場の方でやっておられて、事業の内容について十分なスペースはありますか。それとももうちょっとスペースが足りないとか、どういうふうにお感じになっておられますか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

ひばり学級という事業はほほえみの家の一角で実施をしているんですけれども、こちらのひばり学級の事業内容が大きく分けて療育活動といいまして、ひばり学級の方に来ていただいての親子での療育、こちらの方のスペースに関しましては今の広さで十分に対応しております。親子療育以外には相談事業といたしまして、親子で通所して相談に来られる、こちらは大体親子で来られますので部屋の広さ的には療育活動のスペース以外にも相談の箇所がございますので、そちらで対応をしていますので、広さ的には今のところは内容としては十分かと考えております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

あと小児科診療とかもこの場所でされてるんですよね。それと地域支援事業もですね。そういうのもされてて、現状そういう部分では今のお答えがなかったんです。いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

ひばり学級のメニューの中に小児科診察もございます。月2回から3回ほど、地域のひまわりの園という所から小児科の先生に来ていただいての診察を1日当たり2件ですね、予約をしております。そちらに関しましても、今地域の医療機関の方の受診予約が取れない状況ですので、ひばり学級独自の小児科診察っていうところでは大体埋まっている状況になります。対象は未就学児です。他にメニューといたしましては、作業療法士がおりますので発達検査をさせていただいたり、それから地域支援事業というものは長与町内外問わずですけれども、子育て関係機関の方に回って、気になるお子さんの巡回支援、保育活動ですとか、そういったところを環境調整等を助言をするような巡回支援事業というのをやっております。そちらの療育専門員の方が回らせていただいて活動を行っているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今、尋ねた内容に対して事業をお答えになられましたけども、これの予算措置というのは十分とお感じになっておられますか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

令和6年度に関しましては現予算内で不足分はありませんでしたので、足りていると

判断をしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですかね。では次に行きたいと思います。40、41ページ、ここは公用車の売り払い分ですね。それと下段の方のふるさと長与応援寄附金の分の説明がありました。それでは次に行きます。46、47ページ、質疑はありませんか。よろしいですか。では次、48、49、50、51ページ、雑入のところで幾つか説明がありました。よろしいですか。まず歳入全般で、質疑はありませんか。ないようでしたら歳出の方に移りたいと思います。歳出の方の92、93ページから行きたいと思います。民生費の1目のところです。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

報酬の一番最後のところで児童虐待防止専門員の報酬にちょっと引っかけてお聞かせいただきたいんですけども、令和6年度でしっかりお仕事をさせていただいているという状況にあるんだというふうに理解します。ちなみに、虐待防止専門員がこの令和6年度でどのような事案っていうか、状況にあったのか、相談とか対応とかですね、一定分かる範囲で教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

令和6年度からこども家庭センターを設置いたしまして、こども政策課の母子保健係の方が主に虐待対応をしております。児童虐待相談専門員以外にも、統括支援員ですとか、保健師ですとか、専門職の方が虐待対応の方には兼務しているものもございます。虐待対応の相談件数といたしましては、令和6年度の実績ですけれども、身体的虐待の4件、それから性的虐待は1件、心理的虐待は16件、ネグレクトは2件、合計23件の虐待に対応しております。また、児童虐待の相談以外にもお子さんの育てにくさですとか、不登校、それから発達障害の相談などですね、そういった相談も虐待対応の専門相談員の方も対応いたしておまして、そちらは計45件ほど対応しております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

前からこういう状況、だんだん増えていっているというふうに思うんですけども、やはり経年的に見て、増加傾向なのか横ばいなのか、どういう傾向かをまずお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

全国的にも児童虐待の件数は増加傾向にはございます。ただし長与町におきましては、重篤化するようなハイリスクの虐待っていうものは減少傾向にございます。ですので、効果といたしましては、早期に発見していただいて関係機関の方々につないでいただくような連携が図れているということで効果は感じております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

担当課のいろんなご努力があって、早く気づいていろんな母子保健のね、いろんな直接会って話したりとかもそういうこともあって効果が重篤化せずに解決のほうに向かっている状況だということは、職員また担当の方とか皆さんのご努力だろうという点は理解いたしました。それから中には解決が簡単っていうか比較的容易なものと、なかなか長引くものとか、いろいろあるというふうに以前お伺いをしたことがあるんですが、そのあたりはどういう状況なんだろうかな。例えば心理的虐待なんかっていうのは、なかなか難しいのかなと思うんですけども。解決に至っている分、それからなかなか難しいものと、そのあたりの状況はいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

まず解決に早期に導いているというか、解決が出ているものとしたしましては、やはり問題を子どもに置いた場合に、発達課題のあるお子さんが非常に大きいので、まず子どもの支援をどのようにしていくかっていうところで、障害サービスですとか、医療受診ですとか、学校での支援ですとか、そういったところで関係機関と支援体制を整えております。それから、より難しいと感じるものはですね、親の課題になりまして、やはり親御さんの疾病ですとか、養育環境によってなかなか子どもとの関係性が早期には改善が難しいというところで、やはりとても大変な状況、ずっと支援が長引いているというところは親御さんですとか家庭環境ですね、経済面も含めた、そういったところの課題がなかなかすぐには解決できないっていうところを感じております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。それでは次のページ、94、95ページ、こちらで質疑はいかがでしょうか。いいですか。戻っても構いません。次のページにいきます。98、99ページ、質疑はありませんか。では102、103ページ、児童福祉総務費、ここがこども政策課所管です。質疑はないでしょうか。次のページ、104、105ページ、質疑はありませんか。106、107ページ、児童福祉運営費。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

106、107ページでは各民間の保育園とか、認定こども園もかな、こういった所

への補助金ということで支出がなされているわけですが、そこでちょっとお伺いしたいのが、先ほど高田保育所の話の中で、子どもたちの状況を見ているとそしゃく力にちょっと課題があるというような話がありましたけれども、やっぱりそういった情報がうまくそういった民間の保育園の先生方と情報共有というのはなされているのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

園の先生方との定期的なやりとりという定例的な意見交換の場というのは特に設けてないんですが、都度事例があるごとにこども政策課の方に相談であったり、報告であったりというのは頂いております。ただし、園長先生を対象とした園長会議というのを年に2から3回開催しておりまして、その中でも情報提供とかはさせていただいてるところです。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

情報提供はしてるということですが、ちなみにちょっと具体的に聞きますが、先のそしゃく力に関して具体的に各保育園とその部分でそうだねというようなものとか、対策をしないといけないよねとそういう共有はされましたでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

そしゃく力に関しましては、特に昨年度、現状ですけども、意見交換、情報共有をしてるという状況ではございません。今後状況を見ながら、必要に応じて情報共有提供をさせていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

学ぶ保育士等応援事業補助金ですね、ここはもう簡単に言うと、保育士不足の何とか解消しようということで県が取り組んでる事業で、ざっくり言うと研修を受ければ年間2万円の補助を保育士が受けられるというものですね。でですよ、今問題になっているのが、これ長与町だけじゃなくて全国的な問題ですけども、保育士の仕事量に対してちょっと収入というか、給料が厳しくて、雑な言い方かもしれないけども、なかなか見合っていないよということで離職される方が多い、そういった問題に対応するためにこの制度があると思うんですが、実質的に2万円というのは、年間2万円なので焼け石に水か

なというふうに私は思っていてまして、まずそこをどう率直にお考えかということと、もしそうであればですね、やっぱり国県なりに、実際これで保育士不足というのは解消できないんじゃないかということはやっぱり言うべきじゃないかと思うんですが、そのあたりお考えはいかがお思われるでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

確かに今回の学ぶ保育士の補助金につきましては年間2万円となっております。それ以外にも施設の給付費の方で処遇改善加算等々の補助の方はさせて、国の分でさせていただいてるところです。確かに各園の話を聞きますと、なかなか保育士に、まず学校の方に行かれる方が少ないっていうふうなお話も聞きます。なので、元々保育士になる方、希望される方も今ちょっと減少傾向にあるのではないかなど。それが他の職種に行かれたりとか、または学校に行かれたとしても他の職種に移られるということで、実習に来られてもなかなかっていうところがまず現状としてございます。引き続きですね、国の方としましても保育士不足っていうのは一定状況っていうのは把握されていると思われるので、今後も処遇改善加算であったりとか、長崎県につきましても、またこちらの方もこういった離職防止等々他の施策についても何かできないかということで要望はしてまいりたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私が知ってる事例でもですね、長与町内の私が小さい時から知ってるお子さんが保育士になって、保育士として長与町内の園で働いていたけれども離職したんです。詳しい、どういった理由かまでは分かりませんが、途中まではやっぱり保育士を目指して実際保育士までなってですね、やっぱりその時には希望なりやる気を持ってなられたと思うのに、給料面、待遇面なのかっていうのは定かじゃないけれども、希望してた職を離職したというのは非常に残念なことなので、そういった実態も私も見てます。ですから、国の立場に立つんじゃないくてですね、やっぱり現場の立場で、これじゃ駄目だよ、保育士はやっぱり拡充しないと子育て支援はうまくいきませんよという立場で、要望をやっていくということなのでもうこれ以上言いませんけれども、ぜひやっぱり現場の立場で、自治体ですから、自治体の立場でやっぱり物を言う時には言っていきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

引き続きですね、こういった園長会議等々もありますので、そういったところで現状

のお声を聞かせていただきながら、できるだけ県の方に要望していきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

107ページに、この民間の保育園に運営費ということで補助金を出されてると思うんですが、先ほど高田保育所の説明がいろいろしていただいたんですけども、実際この園児に係る運営費っていうのは、大体変わらんもんなんですかね、民間に委託した場合。こっちは委託した場合の運営費の補助金だと思うんですが。高田保育所は自前で町営でやってると思うんですけども、かかる費用というものはそんなに変わらないものなのかどうか、そういう試算は何かされてないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司部長。

○住民福祉部長（宮司裕子君）

保育園の運営に関しましては、実態調査等でどれぐらいの金額の給料もらってるかとかそういうふうなものについては把握はしてるんですけども、実際に経営の内容っていうのは、その園で違いますので、細かいところまでっていうのは把握はしておりません。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

随分昔に、高田保育所の民営化というような話が一時期ちょっと多分あったと思うんですが、そういった場合に、この民営の先ほど言われたように運営とか経営についてどうこうではないんですが、要は町が持ち出す費用がどうなんだろうかなあというのをちょっとお聞きしたかったんですけども。明らかに高田保育所の方が、児童1人当たりを措置するのにお金がかかっているんだというようなことであるならば、やっぱりそういうこともちょっと考えないといけないのかなあというふうな考えをちょっとこう、昔のことを思い出してちょっと思ったもんですから。今の部長の答弁で、そういう詳しいそういう今統計じゃないですけどそういう試算をしてないということでしたのですね、分からないということではよろしいでしょうかね。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

現在ですね、個別に1人当たりの園児にかかる試算っていうのは行っておりませんが、今後そういった方の視点も持って検討していきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは１１０、１１１ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

どの課にもちょっとお聞きをしてますので、改めてお聞きしますが、４目の児童館費に６４万７、０００円流用で持ってこられてると思うんですよね。何にまず使ったのかということと、流用でやるべき必要性と伺いますか、流用でやらざるを得なかったというようなことをちょっとそこら辺、説明をしていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

まず１つは、南児童館の遊戯室のレースカーテンを購入するために一部流用をしております。それは当初の予算計上時には、一般の備品購入費としてレースのカーテン代を計上していたんですけれども、それではなく消耗品の方が妥当じゃないかというふうに判断いたしましたので、備品から消耗品の方に流用させていただいて、その分をレースのカーテンを購入させていただいてる分があります。それからもう１つが、南児童館の２階部分。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

先ほどの流用につきましては、長与南児童館のＬＥＤの照明が故障したので、その分を新たに交換するために児童館の運営費の方から流用させていただいて工事をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

児童館の運営費から流用させていただいてるって言われたんですよね。１０２ページ、何やったんですかね。児童福祉総務費、こっから持ってきてるんですよね。持って行き先はいいんですが、ＬＥＤの球切れということ言われたんですが、即座にやっぱり、例えば次の補正を待って計上するとか、そういう時間的な余裕がなかった、どこもですね、この流用とか予備費の場合はそういう緊急性を説明されて、だから流用とか予備から出したんだということで説明をされるんですが、そのＬＥＤについてもやっぱりそういう

緊急性があったとか、そういうことだったのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

今この児童館の２階の方は学童が使っています。その中で令和６年１２月に電気の方が故障しましたっていうのを受けてました。３月補正までにはちょっと暗いので間に合わないということで、急きょ流用させていただいてＬＥＤの交換をさせていただいてるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

先ほど今の流用分がレースのカーテンが消耗品の方が妥当ということで答弁がありましたけど、これはじゃあ含まれないということですかね。もしそうであれば、訂正をお願いします。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

先ほどの私の発言のレースのカーテンにつきましては節内への流用でありましたので、今回のご質問の目間の流用とは内容が異なりましたので削除させていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。今１１３ページのところまで行きましたね。それでは次、１１８、１１９ページ、下段の感染症予防費です。質疑はありませんか。よろしいですか。では次のページ、１２０、１２１ページ、母子衛生費がこども政策課所管です。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

産後ケアの委託料ということでちょっとお聞きします。主要な施策の成果に関する報告書にもありますけれども、かなりこの産後ケアの事業を始めた頃からすると、ショートステイにしてもデイケアにしても件数がかなり伸びてきて、事業をさらに活用されている方が多いのかなというふうに思いましたが、当初ショートステイとかデイケアというのは産後ケアの緩和ということだと思うんですが、この方たちがやっぱりその要因っていうか、原因っていうのがあると思うんですけど。そういう産後ケアが必要とする時のその原因っていうのはどういうものがあるのでしょうか。

○委員（堤理志委員）

濱崎係長。

○係長（濱崎美雪君）

産後ケア事業としましては、出産後お母さまの負担軽減というところがもちろん大きいところなんですけれども、どうしても育児をするに当たりまして、今里帰りをしない方も増えております。そういう方、共働きでご主人もなかなか難しい方に対しまして、利用されてる方が多いかなと感じております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

この産後に関してはずっと皆さんが定期的に連絡を密に取ってくださって、ケアをし
っかりとしてくださっているのはよく分かって、関係者の方からも長与町はすごいね
って話も聞いたりもします。で、確かにこのショートステイとデイケアに関しても、
産後ケアにとってはもうすごく重要なことなんです、この対象になる方っていうのは
年々増加傾向にあるのか、それとも近年いろんなことでやっぱり生活困窮とか里帰りを
しないでご主人の協力が得られないとかいう、そういう要因とかもあるかと思うん
ですけど、どういう生活状況の方が多いんでしょうか。何か個人的なことのように
ですけど、やっぱり大事なことだと思うので。答えられる範囲で結構です。

○委員（堤理志委員）

濱崎係長。

○係長（濱崎美雪君）

産後ケア事業の利用の世帯に対してという答えなんですけれども、先ほどもお答え
しましたけれども、里帰りしないで出産して育児をされるという世帯もあられるとい
うところなんですけれども、もう1点、不安がやはり強く、産後というところで不安を
感じる方も多い状況になります。そういう方もご利用されている状況にありまして、
基本的には1歳未満になる子どもを持っている方は利用できるという形になっており
ますので、貧困世帯とかそういう世帯だけではなく、皆さんが使いやすいようにとい
うことになっております。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

今、120、121ページまで行きました。

西田委員。

○委員（西田健委員）

今のところなんですけども、主な施策のところを実施施設12施設と書いてあるん
ですけど、すいません、私全然もう素人なんであれなんですけど、この施設というの
はどのような所なんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

濱崎係長。

○係長（濱崎美雪君）

12施設というものは、産婦人科医院とあと助産院が主になっております。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

助産院というのは、それは町内、その他時津町とか市内とかそれも含めての12施設ということなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

濱崎係長。

○係長（濱崎美雪君）

おっしゃるとおり、長与町内だけではなく、時津町、長崎市の施設の方と委託させていただいてます。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。それともう1点、これはもう本人が多分町か何かに申請をされるかと思うんです。そういうふうに、こういう事業を知らない方というのがいるんじゃないかと、いらん心配ですけども、そこら辺はどういうふうな皆さんにされてるのかというのをお聞きしたいんですけども。

○委員長（金子恵委員）

濱崎係長。

○係長（濱崎美雪君）

妊娠時に母子手帳を交付する時から出産後使える事業としまして紹介をさせていただいております。その他、出産時の手続きの時とか、1カ月訪問の時にもこちらの方から周知をさせていただいて都度周知させていただいています。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今同僚委員の質疑を聞いて私もちょっと疑問というかちょっと浮かんだのが、ショートステイとかデイケアというのを実施されているということでお伺いしたんですが、具体的にどういう過ごし方をされてるのかなというのがちょっと分からないもので、そのあたりのどういう過ごし方をして、それがやっぱり不安解消などに役に立っているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

濱崎係長。

○係長（濱崎美雪君）

ショートステイにつきましては、主に産婦人科が委託をされてる方が多いんですけれども、母子ともに宿泊をしている状況です。産後のどうしても体の部分の変化がありますので、体を休めたいというようなご希望の方が多い状況です。あとショートステイ、デイケアともにですね、子どもへの関わり方とか母乳に対する指導を受けたいというようなところの希望が多いです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは122、123ページ。よろしいですか。それでは、176、177ページ、ここは幼稚園の卒園の記念品代ですね。いいですか。それでは歳入歳出全般、いずれでも結構です。質疑はありませんか。成果に関する報告書も含めて、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上でこども政策課の審査を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。

場内の時計で11時20分まで休憩します。

（休憩 11時06分～11時20分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより住民環境課の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

それではよろしくお願いいたします。住民環境課所管分につきまして、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきます。歳入歳出とも主なものについてのご説明ということでさせていただきます。まず歳入でございます。22、23ページをお開き願います。下段になります。12款1項2目衛生費負担金2節清掃費負担金の長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金は、施設組合へ派遣をしております職員3名分の給与負担金収入でございます。次に26、27ページをお願いいたします。13款2項1目総務手数料1節住民関係証明手数料は、窓口等で交付いたします住民票や印鑑証明書など各種証明書の発行手数料でございます。2目衛生手数料1節清掃手数料は全て住民環境課所管で、ごみ収集手数料は店舗等で販売を行っておりますごみ袋の販売に伴うごみ収集手数料、それと粗大ごみの収集手数料収入でございます。し尿収集手数料は、くみ取り世帯および仮設トイレ等のし尿収集に係る手数料収入、次の一般廃棄物処理業等許可手数料は、一般廃棄物の収集運搬の許可に係る手数料収入で、更新が21件、許可証再交付が3件、変更許可が1件となっております。次の2節滞納繰越分はし尿収集手数料の滞納繰越分、その下の3節犬登録手数料は、狂犬病予防注射済交付などの手数料収入でございます。次のページに移りまして、14款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金は、1番目の社会保障・税番号システム改修費補助金は住民

基本台帳および戸籍総合システム改修に対する国庫補助、次の個人番号カード交付事務費補助金はマイナンバーカード交付事務に係る経費に対する国庫補助で、いずれも補助率は100%でございます。次のページに移ります。3項1目総務費委託金2節戸籍住民基本台帳費委託金は、在留資格を持つ方の異動等に係る事務に対する委託金でございます。続きまして34、35ページをお願いいたします。15款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金の3番目長崎県地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金は太陽光発電設備等の設置助成事業に対する補助、2節清掃費補助金は大村湾一斉清掃や海岸漂着物発生抑制に係る活動に対する補助金でございます。次の36、37ページをお開き願います。3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態に関する調査事務委託金とパスポートに関する市町村権限移譲等交付金でございます。同じページの一番下になります。3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金のうち1番目と2番目が所管分で、墓地と公害に係る権限移譲等交付金でございます。次のページに移ります。16款1項1目財産貸付収入1節土地貸付収入のうち787円が所管分で、こちらは高田郷コンポスト跡地の借用に対する貸付収入でございます。次の2目利子及び配当金1節利子及び配当金は、下から2番目になります収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入が所管分で、当該基金の利息収入でございます。続きまして48、49ページをお開き願います。20款5項3目雑入1節雑入のうち、上から11番目になります資源売払収入は段ボールなどの紙類およびアルミ缶などの金属類の売払収入、その4つ下になります収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料はパスポート用の収入印紙および長崎県証紙の売りさばき手数料、次の電柱等設置使用料のうち100円が所管分でこちらはコンポスト跡地内に設置してあります電柱1本分でございます。そこから7個下に行きまして広告掲載料のうち72万円が所管分でごみ収集カレンダーに掲載しております8社分の広告料収入、5つ下に行きまして、過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金は施設組合運営負担金の前年度精算金、下から数えまして11番目になります、使用済小型電子機器等引渡し収入、こちらはスマートフォンや携帯ゲーム機など小型電子機器の売払収入、そこから2つ下に行きまして、トイレットペーパー売払収入はリサイクルトイレットペーパーふわあっち！の売払い収入でございます。以上が収入でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。82、83ページをお願いいたします。下段の方になります。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は全て所管分でございます。1節報酬から、次のページになります、4節共済費までは、住民係職員ならびに会計年度任用職員の人件費でございます。11節役務費のうち、4番目のコンビニ交付証明書発行委託手数料、こちらは住民票など各種証明書のコンビニ交付件数に応じて支払う手数料で、令和6年度は9,596件、コンビニ交付率は31.4%となっており、前年度比件数では481件、交付率は2.5ポイントの増となっております。12節委託料のうち、4番目の戸籍総合システム改修業務委託料、それとコンビニ交付システム更改業務委託

料、そして住民基本台帳システム改修業務委託料は、いずれも振り仮名法制化に伴うそれぞれのシステム改修に係る委託料でございます。続きまして124、125ページをお開き願います。4款1項5目環境衛生費は全て所管分でございます。1節報酬は、環境保全や公害などについてご審議いただいております環境審議会委員への報酬8名分でございます。12節委託料は、一番上の水質調査委託料でございますが、大村湾と河川の水質調査委託で、港湾7カ所を年6回、河川については18カ所を年3回、遊泳場3カ所を年1回実施しております。次のコンポスト跡地調査等業務委託料は引き続きモニタリングを行っているもので、地下水および浸出水につきましては適正な状態で基準を満たしておりますけれども、引き続きメタンガスが検出をされておりますので監視を続けていきたいと考えております。18節負担金、補助及び交付金は、各種協議会等の負担金ならびに長崎市営火葬場維持管理負担金でございますが、火葬場負担金につきましては、長崎市もみじ谷葬斎場の使用に際し、長崎市に対し長与町分の火葬件数の比率に応じて負担金を支払うものでございます。次に6目狂犬病予防費でございます。こちらも全て所管分で、狂犬病予防注射案内はがきの作成や犬の登録などに係る経費で、ほぼ例年どおりの支出内容となっております。次に126、127ページに移ります。7目地球温暖化対策費でございますが、こちらも全て所管分でございます。12節委託料の算定業務委託料は、町内における温室効果ガス排出量の算定調査分析業務委託、18節負担金、補助及び交付金の1番目長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会負担金は、長崎市、時津町とともに策定しました当該計画の進捗管理を行う協議会の開催経費に係る本町負担金でございます。その下、脱炭素化重点対策加速化事業補助金は、太陽光発電設備および蓄電池の設置に対する補助で21件に助成を行っております。続きまして、2項1目清掃総務費も全て所管分でございます。1節報酬から4節共済費までは、環境係職員ならびに会計年度任用職員の人件費でございます。7節報償費の資源ごみ回収報奨金は、子ども会および自治会などへ紙類、瓶類など、資源ごみの回収報奨金としてお支払いをしているもので、5団体、延べ8回分となっております。環境サポーター謝礼につきましては、本町の環境保全や廃棄物対策に関する事業にご活動いただいております環境サポーターに対する謝礼で13名分でございます。12節委託料は清掃活動に関する委託料でございますが、このうち、次のページに移りまして、上から2番目になります、きれいな町づくり事業委託料は、常設倉庫の資源回収、ステーションボックスの補修などシルバー人材センターへの委託料でございます。続きまして2目ごみ処理費は、こちらも全て住民環境課所管でございます。1節報酬から4節共済費までは、直営班として高齢者等ごみ出し支援や粗大ごみ回収などに従事しております会計年度任用職員の人件費でございます。12節委託料は、ごみ収集委託料につきましては、可燃、不燃などの各種ごみ収集および缶瓶等の資源の回収に伴う委託料でございます。次のごみ収集手数料徴収業務委託料は、ごみ袋の店舗販売等に伴う手数料徴収業務委託料でございます。ごみ袋作成業務委託料は本町指定のごみ袋作成の委託料でござい

ます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、2番目の生ごみ処理機設置事業補助金が電動式18基、容器式が6基分に対する補助、次の資源分別収集助成金は、自治会で毎月実施をしていただいております拠点回収に対する助成金でございます。その下の長与・時津環境施設組合負担金は、施設組合運営費の長与町負担分でございます。次に3目し尿処理費でございますが、こちらも全て所管分でございます。このうち、次のページに移りまして、12節委託料の一番上になります、し尿収集委託料はし尿の収集運搬に係る業務委託、その下のし尿処理委託料は長与浄化センター内にありますし尿投入施設での処理委託、一番下になりますが、し尿投入施設運転管理業務委託料につきましては、し尿投入施設の運転管理に関する業務委託でございます。以上が歳出でございます。

続きまして、202ページをお開き願います。財産に関する調書でございますが、下段の2物品の3行目ダンプ、このうち1台分が住民環境課所管分で、日々のごみ収集や資源回収に利用している車両になります。続きまして、204ページをお開き願います。同じく財産に関する調書の中の基金のうち、(12)収入印紙及び長崎県証紙購買基金が住民環境課所管でございます。

続きまして、主要な施策の成果についてご説明をいたします。報告書の22ページをお願いいたします。22ページから25ページまでが住民環境課分でございます。22ページ上段は、脱炭素化重点対策加速化事業補助金で太陽光発電設備および蓄電池の設置に対する補助、下段の方は、粗大ごみ戸別有料収集の実績で、受付件数は前年度比大が81件、小が153件のいずれも増となっております。次のページに移りまして、ごみ収集委託業務でございますが、可燃、不燃等のごみの収集運搬およびその財源となりますごみ収集手数料の実績および内訳でございます。次の24ページにつきましては、上段が自治会で毎月実施いただいております拠点回収に対する資源分別収集助成金、下段は一般廃棄物処理施設の管理運営に係る長与・時津環境施設組合負担金の内容でございます。25ページは、し尿の収集運搬処理に関する業務の実績でございます。

続きまして、別途提出依頼がありました資料について説明をさせていただきます。まず、歳入の収納状況につきまして説明をさせていただきます。住民環境課分は、し尿収集手数料でございます。現年度分の収入未済額は3万6,720円で、徴収率は99.37%、過年度分の収入未済額は47万1,459円で、徴収率は11.14%でございます。なお過年度分の収入未済額につきましては24件となっておりますが、実件数でいきますと6件、現年度分を合わせた収入未済件数については実件数は9件でございます。次に、もう1つの資料でございます。資源化物売払実績表でございます。令和6年度の資源化物売払収入の合計は2,096万2,919円で、前年度比233万5,883円の増となっております。増額の要因といたしましては、紙類、金属類ともに売却単価が上がったことによるものでございます。以上が住民環境課の令和6年度決算に関する内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、歳入の方から順に質疑に入りたいと思います。まず22、23ページ、ここからいきたいと思います。質疑はありませんか。これは下段の一番下ですね、長与・時津環境組合の分です。では26、27ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

27ページのごみ収集手数料の中に粗大ごみの処理費とかも含まれているというような説明だったのかなと思うんですが、個別の数字は要らないんですが、この粗大ごみを今やめられましたよね、一斉で収集することを。現状と比べてどれくらいこの量が推移しているのか。以前町でかなりの量が町内で収集されてたと思うんですよね。それが、この有料にして、今のやり方に変えてから何年かたちますので大体落ちついてるのかなと思って。どれくらい量が推移しているのかをちょっと分かればお教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず粗大ごみの収集方法が変更になったのが令和4年度からでございます。令和3年度までは年2回自治会ごとでの収集を行ってたんですけど、なので令和3年度はちょうど4年と変わる時なので量がかなり大きくはなってるんですけども、それ以前までを大体見ますと年間で500トン台ぐらいで推移をしております。で、令和3年度が771トンということで1回上がったんですけど、収集方法を変更するということですので、その後令和4年、5年、6年は全て200トン台で今推移をしているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。大体半分以下には減ってるっちゃうことですよ。どのように思われますかね、原因は。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

実際量が減ってるので、中には出せない人もいるのかもしれないんですが、ただその方策としましては粗大ごみの個別収集、有料収集になるんですけども、ご自宅まで行って、うちの直営班がですね、それで回収をするという方法やっておりますので、以前のように公園まで持っていくということとはなくて、こちらの方が自宅まで取りつていうのをやっておりますので、それを利用いただければと思うんですけど、以前に比べると5

00トン台で推移してたのが200トン台ということなので、ちょっとまだもしかしたらその部分の啓発が足りない部分があるのかもしれないなというのはあります。ただ、公園でしてた時の今のやり方に変えた原因の1つになるんですけれども、やっぱり夜間に町外者であったり、事業者であったりとか、そういった方々が持ってきてるというのが、これが1つちょっと問題になっておりまして、それで量はそれがどのくらいか分かりませんが、一定の量がそれでちょっと上がってきてたんじゃないかというのもあるので、はっきりした量は分からないんですけど、一応そういったことで考えております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私はその以前のような収集をやめてから、かなり家の中に以前であれば捨てようかと思っと思ったものを、どうしても手続きが煩雑でもう面倒くさかけん家の中に置いとくとかですね、そういった方がかなりおられて、多分本来であれば粗大ごみで捨てたかったものが家の中に結構残っておるのかなあというふうな思いもしてるんですよ。だから、できれば、これは私の思いで決算で言うことじゃないんですが、できれば何年かに1回ぐらい以前のような収集をやっていただけんかなあというのもちょっとありましてですね。そういう計画は多分ないんでしょうけど、どうでしょうかね。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

一応ご提案ということで伺いをしたいと思います。で、移行した経緯につきましても、長与町保健環境連合会ですね、自治会会長の集まりで組織する保環連という組織があるんですけど、そちらの方でも協議をした上で移行したっていう経緯がありますので、実施の方法については粗大ごみに限らず、いろんな収集方法については協議をさせていただいておりますので、その分についてもちょっと参考とさせていただいて、協議をするのであれば保環連の中でご意見を伺ったりということが出来ますので、ご提案ありがとうございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。今、26、27ページまで行きました。では28、29ページ、こちらで質疑はありませんか。では次、30、31ページ、いいですか。では34、35ページ、よろしいですか。それでは48、49ページ、雑入です。ここも数カ所、売払収入とかの説明があってます。よろしいでしょうか。歳入全般で質疑はありませんか。それではないようでしたら、歳出の方に行きたいと思います。歳出は82、83ページ、ここから入ります。下段の戸籍住民基本台帳費、3項ですね。ここからです。質疑はありませんか。では次の84、85ページ、よろしいですかね。そ

れでは、ちょっと飛んで124、125ページ、こちらの環境衛生費。質疑はありませんか。126、127ページ、ここは全て住民環境課です。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

1ページ戻っていただいて124、125ページの大村湾浮遊ごみ処理負担金、これ出してる先はどこですか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

大村湾浮遊ごみ処理負担金につきましては、大村湾沿岸5市5町で構成してます大村湾をきれいにする会に負担をしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは、126、127ページまで行ってますね。この清掃費の方も全て住民環境係ですが、質疑はいいですか。それでは次、128、129ページ。堤委員。

○委員（堤理志委員）

18節の資源分別収集助成金ですね。これは子ども会とか自治会に資源の分別した分を、違いますか。これは、ちょっと内容的なものを、すいません、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

資源分別収集助成金ですけれども、主要な施策の成果に関する報告書の24ページの上段になりますが、そこに内容と事業の概要と内訳を掲載をさせていただいております。これは各自治会で実施していただいております資源化物の拠点収集ですね、それに対する助成金を自治会のそれぞれ人口区分ごとに助成をしております。それと、その拠点収集時に会員の車両を借り上げた場合に1台につき1,000円での借上料ということで、それを助成金という形で支給をしているものでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

拠点回収で各自治会の方で分別収集をしていただいている分に対する報奨というか、助成だと思えますけれども、これは今現在始まってもう二十何年になりますよね。現在町として評価というか、どういうふうにまずお考えでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

自治会で行っていただいております資源化物の拠点収集に関する評価なんですけれども、自治会の皆さま方のご協力のおかげで、非常にごみの分別自体がきれいにされてるのではないかと考えておりまして、それをちょっと1つ示すものでございすけれども、県内のリサイクル率っていうのが出ておりまして、長与町の令和5年度これが一番最新なんですけど、リサイクル率が29.1%でございます。これは県内で3番目に高い数字でありまして、非常に高い率を県内でも誇っております。これはひとえに自治会の皆さま方のご協力のおかげで、やはり目の前で分別をして回収をするというやり方が一定の効果を上げてるんじゃないかなということでは考えております。ただその一方、拠点にまで持っていけないといけないという、例えば高齢者の方であったりとか、そういった方々が中心になってくるかと思えますけれども、そういった方々の今度出す側の方の負担っていうのが、そういった声も最近お伺いをするようになりましたので、今保環連の方で拠点収集の方法の見直しといいますか、内容について今いろいろ検証していこうということで進めております。ので、評価については一定評価をしてるんですけれども、今後のやり方については一定見直しをする必要があるんじゃないかということで考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ごみの拠点収集の始まった時に、私が住んでおります自治会がモデル地区で、私も当時役員だったのでもう積極的推進の立場でごみの分別の仕方の説明会を行政と一緒に説明会をしたりとかに立ち会ったりということでやってきたんですけれども、もうそれから、その時にもう私もだいぶ勉強させてもらいまして、今はもう悩むことなくどこに分別するという、それがやっぱり住民の中にも浸透していった非常に環境の美化意識の向上等に非常に役に立ったというのはあると思うんです。その一方で、私も最近といいますか、もうあれから20年以上経過する中で、特に私のいます住宅地などでは、高齢化が顕著でありまして、例えば、その当時60代だった方が、今では80代になっておりまして、かなり役場としてもそれを簡素化する努力っていうのはされてきているのは重々承知ではあるんですが、実際当番になりますとそこで1時間程度立っております。それで、言われるように、出される声としてはコミュニケーションの場になってるとかいうのを言われるのも確かではあるんですが、その一方でやっぱりもう高齢者の皆さんは表向きはそう言うんだけど、交流ができていいんだよって言うんだけど、なかなか口に出して言えない部分で私の耳に入ってくるのはもう相当きついとよ、その日は家に帰ったらもう寝て過ごすというような声も聞かれてるので、やっぱりちょっとそういった高齢化が進んだ団地っていうのは少しやっぱり若い緑ヶ丘とかまなび野とはちょっと状況、住民の負担感が違うというのをぜひ知っていただきたいということがあります。で、確かに自治会の収入とか活動費の一助になってるということで自治会にとって

もこの事業があることで、いろんな活動、住民参画の活動には帰してはいるとは思いますが、私のもちろん持論なんですけども、やっぱり高齢化が進んだ、一遍に全部というと費用的な問題もあるので一定高齢化が進んだ自治会辺り、宅地辺りからでももう少し緩和をしていかないと限界が必ず来るんだろうというふうに思っております、ですから役員たちが積極的なところはいいい意見しか入ってこないかもしれないけども、やっぱり聞こえにくい、大きな声じゃないところですね、やっぱりそういった声もやっぱりぜひ耳を傾けていただきたいと思うんですが、そのあたりのはいかがお考えでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

やり方についてはいろいろな方法があるのかなと思ってるんですけども、声の中で聞くのもやはり今委員がおっしゃったような声もお伺いをしますし、今度逆に例えばですけど、ステーション収集に戻したら、今度はリサイクル率が悪くなって、結局それが強いて言えば地球温暖化対策の面からいって、もうそれは将来のためによろしくないよとかですね、逆に違反ごみが増えて、分別されてないんで自治会の負担は変わらないんじゃないとか、そういったご意見も頂いております。何かを変えればいろんなやっぱりメリット、デメリットが付いてくるのかなと思うんですけど、そこはやはりどうすることが一番町民の方であったりとか、今後のごみ処理問題とかについて、最善というか、良い方法なのかというのを模索しながらですね、それはもちろん保環連であったり、いろんな関係機関とそういったところも協議しながら、今できる最善の方法が何なのかというのを見つけていければなと思っておりますので、それはもう常に検討はしてまいりたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

検討していくということですので、もうあまり深くは言いませんけれども、自治会によつては聞くところによると、もう物だけ置いて、もう立ち会い人はもう0人とか、1人とか、そういう形でもやってる所があるというふうな、そのあたりの情報交換もさせていただきたいということと、それからやっぱりもうかなりの年数やってるとですね、もう自然と分別の仕方も覚えて、もう一々悩まない段階になつてると、あともう1つ私は身近な例で言いますと、分別がうまくいなくなつてる所は高齢化による認知が、実は私ちょっと知ってるところではありまして、奥さまが先立たれて、それによって今までしたことなかったご主人が分別で戸惑ってなかなかうまくいかないという例もあるので、やっぱり高齢化による一定の分別が悪化するというのはもう致し方ない部分があるのと、もう一方ではもう長年やってきてきちんとできる人たちはもう継続的に信頼も

できるんじゃないかと。だから両面があると思うんで、非常に担当課も難しい判断だと思うんですが、ぜひいろんなことを検討してより良い、住民にも環境にも良い、なかなか難しいと思うんですが是非お願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

ご提案ありがとうございます。参考にさせていただきながら、今後のいろんな協議事項の中での参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（金子恵委員）

12時を回りましたので、この質疑は継続して午後からということでしたと思います。住民系の皆さまはちょっと大変申し訳ないですけど、よろしくお願いします。

場内の時計で13時20分まで休憩します。

（休憩 12時01分～13時17分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

午前中に引き続き住民環境課の審査を継続したいと思います。先ほど128、129ページまで行っておりましたけれども、ここまでで質疑はありませんか。

堀委員。

○委員（堀真委員）

初歩的な質問にはなるんですけど、128、129ページのきれいな町づくり事業委託料、こちらが資源回収などシルバーへの委託っていう説明されたと思うんですけど、計上している項目としてごみ処理費じゃなくて清掃総務費に入ってくる理由とか、詳しい業務内容みたいな詳細をもし分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

きれいな町づくり事業委託料の内容ですけれども、先ほどの説明の中ではクリーンボックスの回収と資源収集などというようなことでご説明を差し上げたんですが、その他にもいろんな業務があるんですけども、例えばいろんな動物の死体の回収であったりとかですね、そういった町の景観上ですね、あと通常の業務の中でも落ちてるごみであったりとか川のごみであったりとか、そういったのも巡回を兼ねて作業していただいております。そういったことで清掃に関するようなごみ処理というよりは、町の景観とかそういった清掃の方の観点が大きいものですから、清掃費の方で計上させていただけるということになります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは130、131ページ、これ上段の分ですね。し尿収集

とかのところですか。質疑はありませんか。それでは歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ごみ処理に関する総括的な質問をさせていただきたいんですけれども、同僚議員の質問の中でもリチウムイオンバッテリーの件であってございましたけれども、飛行機の中とかまたパッカー車の中で爆発したりとかいうことがあって質問があったと思うんですけれども、まだまだ住民の方がリチウムイオンバッテリーがそれだけの危険なものだという認識が十分行き渡っていないのが1つ要因にあると思うんですが、そのあたりの啓発活動みたいなのが、今後令和6年度の決算ではあるんですが、そういったこともあるので今後そういったものの必要になってくるんじゃないか、もっと多くの方に慎重な取り扱いが必要なこと等を周知、啓発するということが今後必要になってくるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

今の充電式電池の回収については、その危険性と回収方法についてはですね、現在やっている周知方法としましては、各世帯に配布させていただいておりますごみ収集カレンダーですね、あちらの方にも別途それだけで回収方法と絶対に燃えるごみとか、その他のごみでは捨てないようにお願いしますというようなことで仕分けをさせていただいて、一応そういった形で誰もが見ていただくようなものということで周知をさせていただいているところです。ただ、最近報道なんかでもよく流れてて、その危険性については周知がされているところなんですけれども、本町としましてはごみ処理場の方の適正運営にもつながりますし、収集の方にもつながっていきますので、その周知についてはまたちょっといま一度もっと周知をしていかないといけないんじゃないかなということで考えておりますので、今後また効果的な周知ですね、こちらには努めてまいりたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

効果的な周知の方法として、やっぱりどうしてもさまざまなごみの中の1つという捉え方じゃなくて、やっぱりこういう爆発する危険性があるという点でいえば、例えば閲覧用の1枚のものにリチウムイオン電池の危険性とどういったことになるかっていうのを、もうピンポイントでそれだけでも周知してでもいいぐらいのことじゃないかと思います。特に携帯電話とか、そういうタブレットとか、そういったものが普及をどんどんこれからもしていく中で、補助バッテリーとしてやっぱり1人1個皆さんが持つような

時代になってくると思うので、ぜひそういった方法を検討したらいいのかなと思います
が、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

先ほど効果的な周知方法ということで、今委員からもお話があったんですけど、ち
ょうどうちの方でも個別に、それだけですね、充電式電池の回収とその危険性についてを
記載したチラシといいますか、それに特化したものですね、そういったものを作成して
ホームページなり、回覧なり、広報なりに掲載をしてはどうかというのをちょうど今検
討中でございました。ちなみに9月号の広報の方に、ちょっとそれまだ大きくはないん
ですけれども、年に1回載せてる記事になるんですけども、それでも一応リチウムイオ
ン電池の回収方法ということで掲載をさせていただいておりますが、また別の方向で特
化した周知方法は検討してまいりたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

決算とは外れるかもしれませんが、電池で例えば火が出たとか、何か爆発したと
かですよ、そういった事例というのは本町の中で、町が知る限りで結構ですので、ある
のかどうかちょっと教えてください。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず収集をしてる段階の、収集の中で充電式電池等で発火とかしたっていうのは、も
うここ10年間ぐらいでもあっておりません、聞いておりません。ただ、中間処理施設
でありますクリーンパーク長与の方で4回ほど発火っていう、火花が散ったとかですね
そういったことで、消防車呼んだとかまではないんですけども、ていうのがここ3年
間ぐらいの中で4回ほどあっているというのは施設組合の方から伺っております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちなみにその処理の過程じゃなくてですよ、一般の家庭から何か火が出たとか、そう
いったものは聞いたことはないんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

我々の所管の方では聞いておりませんが、消防署の方に確認をしているわけで

はないので、ちょっとそこについては把握はしておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

ごみ収集というか、資源化物の収集こちら併せてお伺いしますが、まずステーションの数は長与町内幾つなのかを教えてください。

○委員（堤理志委員）

細田課長。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

令和6年度末で町内で1,016カ所になります。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

1,016ということで、常設が6カ所かなと思うんですが、常設の拠点回収は6カ所ということで間違いないでしょうか。

○委員（堤理志委員）

先ほど細田課長と申し上げました。大変失礼いたしました。細田理事ですね。細田理事に訂正させていただきます。

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

資源化物収集の常設倉庫は6カ所です。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

今まず数的なことをお伺いしましたがけれども、何年前でしたっけね、紙資源がステーション回収ということで、多分所管の方にはちょっと連絡もあってるのかな、お願いがあってるのかなというのも思ってるんですけども、この紙資源っていうのが、やはり月2回ということで、大量に出る家庭、例えば介護とか障害児を持った家庭とか、そういう所では紙おむつ等の段ボールがやはり大量に出るということで、この1,016の回収に紙資源の回収を戻したので、6カ所の回収費用がかかるから常設では回収をしませんという以前の所管の答弁があったんですね。この1,016プラスのこの6カ所の常設での回収っていうのが、それほど金額的に大きいものなのか、その住民福祉っていう観

点から、住民サービスという観点から、私はある意味常設でも紙ぐらいは回収をしてもいいんじゃないかな、なぜかといえばかさばるので、そこはどうなのかなと思うんですけど、金額的なものも含めてお答えいただければと思います。

○委員（堤理志委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

紙の収集を拠点からステーション収集に変更したのは令和4年度からになります。で、それでそれ以降、保健環境連合会の方のご意見の中でも常設倉庫でも紙類の収集ができないかというご意見は頂いております。そういったご意見もあったことからですね、昨年、資源化物の拠点収集に関するアンケートというのをとらせていただきまして、自治会宛ての方にですね、その中の質問項目の中の1つで例えば紙類ということではしてないんですけど、今の拠点収集を例えばステーション収集に移行した場合でも、常設倉庫が必要ですかというような質問をさせていただいております。その中で、必要だと答えられた自治会が74%という結果が出ております。なので、ステーション収集に戻したとしても、常設倉庫は残すべきだというご意見が多いという結果が出ておりますので、その結果も踏まえまして、今現在は紙の方はしてませんけれども、その当時とすれば今と多分ご意見は同じような要望があるんじゃないかというふうに捉えておりますので、その点については、検討しないといけないということでもうちの方も考えております。またそれをするかどうかはもちろん分からない、検討中ということになるんですけど、ただ費用面についても、またそこは試算等をしているわけではございませんので、こういった費用面については影響が出るかということまでは、まだちょっとそこまでは把握はしていないところでございます。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

常設の分の回収というのは、このきれいな町づくり事業委託料の1,354万円、このシルバーの委託分の中に含まれてくるっていうことの理解でよろしいでしょうか。

○委員（堤理志委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

常設倉庫が6カ所ありますけれども、まず一番持込みが多いのが役場になるんですが、役場の分についてをシルバー人材センターの方に、このきれいな町づくり事業委託料の中で行ってもらってます。あとの5つの施設については、住民環境課で雇用してます会計年度任用職員ですね、直営班となりますけど、そちらの方で回収を行っております。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

取りあえず、歳入歳出、最後まで行きましたけれども全体的に報告書も併せて質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で住民環境課の審査を終了します。改めてお疲れさまでした。

場内の時計で13時45分まで休憩します。

（休憩 13時34分～13時42分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより福祉課の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

皆さまお疲れさまです。それでは福祉課所管分につきましてご説明をいたします。歳入歳出とも事項別明細書により説明いたします。まずは歳入からです。22、23ページをお開きください。12款1項1目3節老人福祉費負担金のうち、老人福祉施設入所者費用徴収金、老人福祉施設入所者費用徴収金（過年度分）、高齢者生活福祉センター利用者負担金が福祉課所管分で、いずれも入所者からの入所者費用諸収入でございます。過年度分につきましては、平成30年度から令和元年度にかけて高齢者虐待により特別養護老人ホームへ措置を行っていた方1名分で、6年度末で完納となっております。次のページ、24、25ページをお開きください。13款1項2目1節社会福祉使用料は、老人福祉センター丸田荘の入浴施設利用料収入でございます。利用者は延べ1万9,546人ございました。次のページ、26、27ページをお開きください。下の方になります。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目障害者自立支援給付費負担金のうち3億9,116万4,670円が福祉課所管でございます。歳出の3款1項2目障害者福祉費へ充当されるものでございまして、事業費の2分の1を国が負担するものでございます。次のページにまいります。14款2項1目3節地域活性化補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち4億7,704万5,343円は、歳出3款1項6目低所得世帯支援給付金へ充当される事業のものでございます。同じく14款2項2目1節社会福祉費補助金は、上から3行目までが福祉課所管分でございまして、1行目および3行目は障害者福祉費へ、2行目は3款1項1目社会福祉総務費へ充当されるものでございます。次の3節老人福祉費補助金、1行目老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち507万1,000円が福祉課所管分となりまして、これは歳出の3款1項4目原爆被爆者対策費に充てられるものでございます。続きまして32、33ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目障害者自立支援給付費負担金のうち1億9,558万2,335円が福祉課所管となっております。障害者自立支援給付費負担金につきましては4分の1を県が負担するものとなっております。

同じページの下段に参りまして、15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち上から3つが所管分でございます。福祉医療費補助金（障害者）は、歳出の3款1項2目障害者福祉費、身障者医療費へ充当されるもので、県の2分の1の補助、地域生活支援事業補助金は4分の1以内の補助となっております。次のページ、34、35ページにまいります。上の方の3節老人福祉費補助金、在宅福祉事業費補助金は老人クラブ活動費補助金に充てられるもので、基準額の3分の2の補助でございます。次のページ、36、37ページをお開きください。下段の方になります。15款3項2目1節社会福祉費委託金は全て福祉課所管分でございます。県からの権限移譲等に係るものです。次のページにまいります。16款1項2目1節利子及び配当金につきましては、上から4行目の地域福祉ボランティア基金運用収入が福祉課所管分で、社会福祉総務費の地域福祉ボランティア助成金へ充てられるものでございます。次のページにまいります。40、41ページです。17款1項7目1節ふるさと長与応援寄附金のうち2,752万7,200円が、福祉課所管のぬくもりのある福祉の地域づくりへご寄付を頂いたものになっております。10の事業へ充当を行っております。46、47ページをお開きください。20款3項1目1節貸付金元利収入、上から2行目の災害援護資金貸付金元利回収金（滞納繰越分）が福祉課所管分で、平成3年の台風被害に係る貸付金の滞納繰越分でございます。3名の方から収納を頂いております。今回提出資料といたしまして、右上に20250911総務厚生常任委員会（福祉課）と記載をいたしました滞納上位者一覧表、残り3名分の資料を提出をさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。続きまして同じページ、20款5項3目1節雑入でございます。8行目清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち丸田荘設置分が7万2,000円、2つ下の各種施設電話使用料のうち130円が丸田荘電話使用料、次のページにまいりまして、49ページの上から7行目高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金は全て福祉課所管分でございます。それから5つ下になります丸田荘利用料につきましては、丸田荘の1階を社会福祉協議会がデイサービスに利用していましたもので、その使用料と光熱水費に係る社協からの収入が541万9,822円と、石けん、タオル販売、ドライヤーの使用料等で1万6,950円の分になります。その下、行旅病人死亡人取扱費戻入金が令和6年8月に1人暮らしで身内の方と疎遠になっていた方がお亡くなりになりまして、町で火葬を行いました。その際の費用につきまして、火葬後に親族の方よりお支払いいただいたものをこちらの雑入で入金をしてしております。葬儀費用が17万1,000円、ここから亡くなられた方の所持金2万145円を引きまして、15万855円こちらの方を振り込みいただいております。同じページ下の方になります。下から4行目緊急通報システム事業利用者負担金が、緊急通報システムの利用者の方からの負担分でございます。6年度末で64名の方が利用されております。その下、高額療養費（外来年間合算）支給に伴う福祉医療費返還金につきましては、医療保険との外来受診に係る年間合算額につきまして一定額を超えたものに対する分を返還いただいたものでございます。次のペ

ージにまいりまして、51ページ、上から9行目高齢者生活福祉センター利用者負担金（過年度分）は、令和5年度から入所されている方でございまして、年度途中で修正申告を行った結果、利用者負担分が増額となりました。その分につきまして令和6年7月に支払われましたことから、過年度分として収納をさせていただいております。2行下でございます。低所得世帯支援給付金返還金は、5年度に給付しました低所得者支援給付金につきまして対象とならないことが分かり、返還を年度中においてお願いをいたしておりましたが、年度内の返還がかなわず、6年度に入ってから受け入れを行いましたので、収入で雑入で受け入れをさせていただいております。1名分でございます。下から3行目老人福祉施設措置費返還金は、高齢者虐待によりまして令和6年度から施設に措置した方につきまして、費用の全額を町で負担をいたしておりましたが、費用負担につきまして高額介護サービス費が発生し、その発生した分を雑入で受け入れを行っております。一番下の行になります過年度自立支援医療費返還金は、更生医療につきまして医療機関、薬局の方から返還があっているものを雑入で受け入れております。2節臨時特別給付金返還金は、令和4年度に給付いたしました10万円の臨時給付金において、給付後に課税変更により非課税から課税に変わられた方で、年度内に返還がかなわなかった世帯1世帯につきまして、分納にて返還をお願いしております。分納金額が毎月2,000円、6年度は7カ月分の納付がっております。7年度以降に返還いただく金額が収入未済額に上がっている5万8,000円となります。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出をご説明させていただきます。92、93ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費でございます。1節報酬につきましては、上の2つが所管分でございます。それぞれの委員会の委員報酬で、年度内に1回ずつの開催でございます。2節から4節までは福祉課とこども政策課の職員および会計年度任用職員の人件費でございます。7節報償費は、武道館裏の皆前墓地にあります原爆受難者の碑の管理に対する謝礼でございます。8節旅費では普通旅費のうち4万6,480円、費用弁償のうち9,000円、10節需用費は消耗品費のうち1万2,427円が所管分でございます。次のページにまいりまして、12節委託料につきましては全て所管分で、主なものとしたしましては、1行目行旅死亡人取扱委託料は、先ほど歳入でも説明いたしましたが令和6年8月に亡くなられた1人暮らしの方で、親族とも疎遠、埋火葬を拒否をされたことで葬斎人なしとなったことから、町が火葬を行いました。その時に時津警察署から火葬場への遺体の移送などを委託したことから委託料が発生したものでございます。2行目地域福祉等推進特別支援事業委託料は、地域において高齢者等の見守り活動を行う福祉委員の設置につきまして社会福祉協議会へ委託し、推進をお願いしたものでございます。3行目生活困窮者就労準備支援事業等委託料は、高齢者の見守り活動を行う団体への支援やボランティア活動の推進等を行っている社会福祉協議会へ委託を行っているものでございます。4行目成年後見制度利用促進中核機関運営業務委託料は、中核機関の運営を社会福祉協議会へ委託しておりまして、地域における権利擁護支援や成年後見制

度利用促進を中心とした事業を行っていただいております。令和6年度新規の相談件数が36件、申し立て支援につながったのが7件でございました。18節負担金、補助及び交付金につきましては1行目から下から2行目まで福祉課所管となっております。主なものといたしまして、7行目の長与町社会福祉協議会運営補助金につきましては、法人本部の職員や非常勤職員17名分の人件費が6,900万5,000円、役場関係が利用した福祉バスに係る費用や町借り上げ分の燃料費、あとマイクロバスのメンテナンス料などにつきまして116万6,188円の補助となっております。8行目の長与町老人福祉センター運営補助金は、老人福祉センターの維持管理に係る補助金で、設備の保守料や光熱水費、修繕費、夜間の管理人の人件費など、維持管理に関する補助でございます。6年度は保守料等経常経費の他、玄関野外屋根防水工事、自動ドアセンサー取り替え、高所分煙感知取り替えなどの修繕を行われております。10行目の長与町福祉団体育成補助金のうち41万2,000円が所管分で、町内4団体の補助を行っているものでございます。11行目のほほえみの家元利償還補助金につきましては、平成18年に改修いたしましたほほえみの家の建設に係る元利償還で、償還期間が令和7年度までになっております。次にまいりまして、24節積立金につきましては全額が福祉課所管で、ふるさと長与応援寄附金の一部を基金へ積み立てたものでございます。2目障害者福祉費にまいります。1節報酬につきましては、1行目から6行目までが福祉課所管でございまして、3行目からの一般事務パート報酬、障害者相談支援専門員報酬、障害支援区分認定調査員報酬、手話通訳者報酬は、会計年度任用職員でございまして、長与町福祉課で勤務していただいております。次のページ、96、97ページにまいりまして、所管分を申し上げます。3節職員手当等につきましては、期末手当のうち94万472円、勤勉手当79万332円、4節共済費のうち101万8,298円、8節旅費にまいりまして、普通旅費のうち11万2,690円、費用弁償のうち13万2,820円、会計年度任用職員通勤手当のうち3万500円、10節需用費につきましては、消耗品費のうち8万4,912円、印刷製本費は全額が所管分でございます。印刷製本費につきましては、例年印刷をしております障害者福祉タクシー助成金に伴うタクシー券、それから障害者用の福祉医療費受給者証等の印刷になっております。11節役務費につきましては、2行目から5行目と最後の行が所管分でございます。12節委託料につきましては、下から2行目ひばり学級施設管理委託料以外が福祉課所管分でございまして、1行目障害者相談支援事業委託は、西海市、時津町との1市2町の協定による三恵会和みの里への委託と、長与町社会福祉協議会の相談支援事業所ぬくもりの2カ所に委託をしているものでございます。三恵会への委託業務につきましては、障害者相談支援事業に加えまして、障害者住宅入居等支援事業や障害者虐待防止センター業務につきましても委託をしております。相談件数といたしましては、三恵会は0件でございます。社会福祉協議会の方が1,375件の相談が延べであっております。2行目の手話通訳者派遣事業、それから要約筆記者派遣事業につきましては、聴覚や言語機能などの障害のため意思疎通を

図ることが難しい方とその他の方の意思疎通を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣をお願いしているものでございます。手話通訳者の派遣が90件、派遣人数が延べ104名の稼働、要約筆記者の派遣が31件、延べ人数で71名が稼働されております。次の地域活動支援センター事業委託は、障害者の方々が地域において自立した生活を営むことができるよう、創作的活動または生産活動を提供し、社会参加に向けて支援を行うための委託でございまして、社会福祉協議会のほほえみの家にあおぞらという施設におきまして支援を行っていただいております。令和7年3月末、6年度末で25名の利用の方が登録をされており、延べで2,327日利用がありました。次のスポーツ大会開催事業委託料につきましては、身体、知的、精神の障害をお持ちの方が一堂に集まりまして、スポーツを通じて親睦と友好を深め、健康増進を図ることを目的としたスポーツ大会でございまして、スタッフを合わせますと171名、うち競技の参加が62名ございました。声の広報等発行事業につきましては、視覚障害者の方へ町広報や議会だより等を翻訳により提供いただくものでございます。翻訳をされる方が6年度末に10名、利用された方が延べ146名でございました。13節使用料及び賃借料につきましては、2行目有料道路等使用料のうち4,640円が所管分、障害者支援区分に係る認定調査におきましての諫早市や大村市に赴くための有料道路の使用料でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、主なものが2行目の精神障害者自発的活動支援事業補助金でございます。精神保健福祉ボランティアグループクレヨンの会へ、国の施策であります地域生活支援事業補助金を財源として補助を行っているものでございます。年間を通じてほほえみの家にありますあおぞらでの障害者の方への活動のサポートや、精神障害者の家族の集いを開催をされているものでございます。次のページにまいります。98、99ページでございます。19節扶助費、1行目から11行目までと、15、16行目が所管分でございまして、3行目自立支援給付費は障害者が利用する福祉サービスに対する給付、共同介護費や短期入所、就労支援などのサービスを利用する時の経費となります。3つ下、自立支援医療費が腎臓障害等透析などの更生医療に対するものでございます。15行目身障者医療費につきましては障害者の方に対する福祉医療でございまして、対象者の方が758名、延べ1万3,523件の支払いを行っております。21節補償、補填及び賠償金では、町が障害者相談支援事業を委託する委託契約につきまして、令和元年から5年度までの契約において、社会福祉事業として委託料に消費税を課税せず委託をしておりましたが、事業所の方に国から相談事業は課税事業となる指摘のほうでございまして、事業所がさかのぼって消費税の申告を行いましたことに伴い、町が支払っておりました委託料につきましても、5年間さかのぼって消費税額を事業所へ支払いを行ったものになります。22節償還金、利子及び割引料は、4行目から7行目が所管分でございます。令和5年度に実施された会計検査における国からの指摘による令和4年度の更生医療の返還となったものが、過年度障害者医療費国庫返還金と県費返還金、それから5年度の実績による返還金が、過年度自立支援給付費国庫返還金と県

費の返還金となります。続きまして100、101ページをお開きください。中ほどになります。4目原爆被爆者対策費は全て福祉課所管となっております。原爆被爆者対策および原爆被爆者健康生活相談事業に係るものでございます。窓口における相談員対応件数といたしましては、延べ1,493件となっております。次に、同じページの下の方、101ページから103ページにかけてでございます。6目低所得世帯支援給付金事業費でございます。事項別明細では6年度に実施いたしました3つの給付金につきまして合計額で掲載をしておりますので、それぞれの給付金につきまして、主要の施策の成果に関する報告書をお示ししておりますので、報告書の方を使って説明をしたいと思います。主要の施策に関する報告書の26、27ページをお開きください。3款1項6目低所得世帯支援給付金の事業費の合計が4億8,150万円でございますが、これをまず3つの事業の方に分かれております。まず、26ページ上段でございます。低所得世帯支援給付金（追加分）です。この給付金が令和5年度から実施されておりました。6年度に実施されておまして、6年度に繰り越しを行いました住民税均等割のみ課税世帯および子ども加算に対する給付金および給付金に係る事務費でございます。給付金は均等割のみ課税世帯が19世帯10万円と、その世帯の子ども加算1人当たり5万円が8人分でございます。次に下の段でございます。低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金は、6年度に新たに非課税もしくは均等割課税のみの課税世帯になりました低所得世帯の支援給付金と、定額減税において定額減税し切れないと見込まれる方に対しての、その差額を定額減税補足給付金、いわゆる調整給付として支給をいたしましたものでございます。低所得世帯支援給付金が1世帯当たり10万円の給付、523世帯、調整給付といたしまして補足給付金が7,560人の方に支給を行っております。27ページにまいります。非課税世帯への給付金でございます。こちらは6年度に住民税が非課税の世帯に給付金3万円を2,451世帯に給付し、その世帯の子ども加算といたしまして1人当たり2万円、155人分の支給を6年度に行っております。こちらにつきましては、給付金の申請期限が令和7年6月30日となっておりますため、7年度の繰り越しを行っているものでございます。決算書に戻ります。112、113ページをお開き願います。3款3項1目老人福祉総務費は全て福祉課所管でございまして、7節報償費のうち長寿者敬老祝金の内訳といたしましては、88歳が226名、100歳が14名でございました。12節委託料のうち老人福祉センター丸田荘に係るものが、1行目の管理委託料、4行目施設管理保守委託料、6行目清掃業務委託料、7行目水質検査業務委託料、114、115ページにまいりまして、1行目の電気保安業務委託料と2行目のアスベスト調査委託料になります。丸田荘の利用者数は、収入でも申し上げましたが1万9,546人でございました。113ページに戻ります。3行目の高齢者生活福祉センター運営事業委託料は、おおむね60歳以上の1人暮らし、または夫婦世帯で高齢のため生活することが不安がある方、身の周りのことが不安となる方などの高齢者の住居の提供、相談の助言、緊急時の対応、必要介護サービスの手続きの援助などにつきまして委

託を行っているものでございます。現在12名の方が利用されているものでございます。次のページにまいります。114、115ページになりまして、18節負担金、補助及び交付金1行目の老人クラブ活動費補助金は、町内における29の老人クラブの活動および連合会の活動に対する補助でございます。次に19節扶助費でございます。2行目高齢者交通費・健康づくり助成金の内訳といたしまして、バス券が453万2,500円、タクシー券が924万2,000円、健康づくり助成券、風呂とかスポーツジム等の健康づくり助成券になりますが、こちらが258万6,200円となっております。以上が歳出についての説明でございます。

続きまして202ページをお開きください。財産に関する調書(4)出資による権利でございます。上から8番目、長崎県地域福祉振興基金と5つ下、長崎県すこやか長寿財団分が福祉課所管分でございます。年度中の増減はございませんでした。それから204ページにまいります、(9)地域福祉ボランティア基金でございますが、歳出で説明したとおり令和6年度ふるさと長与応援寄附金より1,295万3,000円を積み立てを行っております。決算年度末残高が1億3,574万8,429円となっております。表示では1億3,574万8,000円となっております。

引き続きまして、主要な施策の成果に関する報告書でございますが、福祉課分が先ほど説明しました26、27、28ページまでとなっております。4項目の施策について記載をしておりますのでご参照ください。以上が6年度におきます福祉課所管分です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(金子恵委員)

それでは説明が終わりました。これから質疑に入ります。歳入の22、23ページから始めたいと思います。質疑はありますか。下段の方の老人福祉施設入所、このあたりが福祉課所管になってます。では次のページ、24、25ページ、丸田荘使用料ですね、ここが福祉課分です。よろしいですか。質疑はありますか。では26、27ページ、障害者分があります。それでは28、29ページ、新型コロナウイルス分と下段の方ですね。それでは32、33ページ、15款2項2目、ここで下段の方、質疑はありますか。では34、35ページ、36、37ページ、質疑はありますか。いいですか。戻っても構いません。次に進めます。38、39ページ、これボランティア基金分ぐらいかな。それでは40、41ページ、一番下のふるさと長与応援寄附金、ここで福祉課分の説明がありました、10事業ということで。それでは46、47ページ、災害援護の分が滞納繰越分で上がってる分ですね。それと、あと雑入に入ります。雑入分が次の48、49ページ、こちらの方に数カ所福祉課分の説明があっています。よろしいでしょうか。それでは、歳出を終わった後に総合的に聞きますので、歳出の方に移りたいと思いますけど、いいですかね。では92、93ページ、社会福祉総務費、ここが福祉課の分が入っておりますので、ここから質疑に入ります。質疑はありますか。94、95ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

95ページの長与町社会福祉協議会運営補助金というのが7,017万1,188円ということで決算で上げられてるんですが、この補助金については固定なんですか、それとも毎年何らかの要因によって変わるのかですね、そこら辺をちょっと教えてください。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

人数については固定でございます。17名ということになっております。ただ、金額については人件費ということになっておりますので、17名の方は変わりませんが、給料の方が上がれば補助金の方も上がってまいります。ただ、補助につきましては満額ということでもなく、財政の方の査定とかが入る場合もございます。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

給料に連動するっていう形になつとるということですかね。じゃあ上下する、下はないでしょうけど、上がったりはするっちゃうことですかね。分かりました。それと先ほど来この説明を聞く中で、社会福祉協議会へのかなり委託事業というのが相当の量あるみたいなんですけど、一通りこの補助金がここで示されてるんですけども、全体でどれぐらいの委託をされているのかっていうの分かりますかね、社会福祉協議会に対して。委託、補助金分かりましたので。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

福祉課だけでよろしいでしょうか。合計を申し上げますと、6年度の方で、福祉課所管の委託の方が2,168万3,000円、件数が要りますか、で補助の方が人件費も含めまして8,661万9,483円、6年度でございます。合計で1億830万2,483円の方が補助と委託となっております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

1億円程度の委託をお願いをしているということ、委託と補助ですね。委託についてそしたらですよ、一般的には委託で業務で出されて、やっぱりいろんな成果を確認されて支払いをするとか、そういうことにはなってるんですよね。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

委託業務でございますので完了報告、実績の方を上げていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。９４、９５まページで来てます。戻っても構いません。質疑はありませんか。それでは９６、９７ページ、こちらで質疑はありませんか、いいですか。では９８、９９ページ、扶助費のところとか、何カ所かあります。よろしいですか。それでは１００、１０１ページ、原爆被爆者対策費ですね、ここが福祉課所管です。それと下段から次のページまで行きますけど、低所得者世帯分です。ここが福祉課の所管です。６目は次のページの１０２、１０３ページに続きます。ここの中段まで。よろしいでしょうか。では戻っても構いません、次に進みます。１１２、１１３ページ、ここで老人福祉総務費です。質疑はありませんか。この分は１１４、１１５ページまで続きますね。上段の扶助費まで、ここまでが福祉課の分です。歳入歳出いずれでも結構です。成果に関する報告書含めて、全体的に質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

災害援護資金貸付の資料を頂いておりましたよね。そこで、ちょっと私も見方がちょっとよく分からないというか、経過措置状況というところでは毎月１万円お三方とも分納ということでされてますけれども、ちょっとこの表の見方がよく分かんないですが、これはもう基本的にほぼ滞りなく頂いているのかってということと、それとこの表の一番下に上位１０人を記載してくださいと書いてあるけれども３人だけということは、今現在本町としては３名の方だけが対象ということなのか。ちょっとここを教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

現在、貸し付けの支払いを頂いている滞納されてる方が３名ということでございます。それから支払いにつきましては、毎月１万円の分納ということになっておりますが、年金月等にまとめてお支払いされる方もいらっしゃるしまして、お支払いが滞られる方もいらっしゃるんですが、電話等で催促等させていただければ、入れていただいている、入金いただいているというところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で福祉課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で１４時３５分まで休憩します。

（休憩 １４時２３分～１４時３１分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保健部健康保険課の審査を始めたいと思います。提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

健康保健課所管分につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。まず歳入です。22、23ページをお開きください。12款1項1目3節老人福祉費負担金、一番下の後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金は、長崎県後期高齢者医療広域連合へ派遣している職員1名分に係る人件費です。26、27ページをお開きください。下の方の14款1項1目1節社会福祉費負担金、一番上の国民健康保険基盤安定負担金は、国保財政の安定化に資するため国保繰出金の2分の1相当額を国が負担するものです。次のページをお開きください。14款1項2目1節保健衛生費負担金、上から2番目新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、個別医療機関の接種費など新型コロナウイルスワクチン接種に直接要する費用に対する負担金です。その下、予防接種健康被害給付費負担金は、新型コロナウイルスワクチンの副反応による健康被害への給付金に対する国庫負担です。14款2項2目3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち当課所管分は579万3,000円で、後期高齢者の保険給付費に対する負担金のうち、被爆者に係る給付費の一部を国庫補助金として受け入れるものです。3目1節保健衛生費補助金の一番上、疾病予防対策事業費等補助金は、がん検診受診促進を図るための補助金や風疹の抗体検査等に係る補助金です。その2つ下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施するための体制確保に対する補助金で、コールセンターの設置費用やシステムの改修費用、クーポン券の印刷費用等が対象ですが、6年3月議会で承認いただきました繰越明許分46万3,000円に対する補助です。次のページをお開きください。14款2項3目、一番下の8020運動・口腔保健推進事業補助金は歯科疾患予防等事業に対する補助で、町立保育所、町立小中学校フッ化物洗口事業で使用するフッ素等の費用に充当しております。14款3項2目1節社会福祉費委託金は、国民年金に係る事務委託金です。次のページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定負担金は、国民健康保険税の軽減措置に伴う減収のうち4分の3相当額、および国保財政の安定に資するための繰入基準額の4分の1相当額です。2行下の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、軽減措置に伴う減収等のうち4分の3相当額を長崎県から受け入れるものです。次のページをお開きください。15款2項3目1節保健衛生費補助金の健康増進事業費補助金は、健康相談、健康教育等の健康増進事業に対する補助金です。42、43ページをお開きください。17款1項8目1節企業版ふるさと納税寄附金のうち200万円が健康保険課分です。骨密度計2台を購入させていただきましたま

した。９目衛生費寄附金では、歯科健診用滅菌庫を購入させていただきました。１８款１項２目１節後期高齢者医療特別会計繰入金は、令和５年度における一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金のうち、決算により確定した繰出金との差額分を繰り入れたものです。４６、４７ページをお開きください。２０款４項１目１節後期高齢者医療受託事業収入の１行目後期高齢者医療健康診査受託費は、後期高齢者医療広域連合から委託を受け健康診査を実施したものです。その下、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託費は、後期高齢者の保健事業について、市町の介護予防事業や国保の保健事業を一体的に実施し、高齢者の多様な課題に対応しようとするもので、広域連合の事業を受託して実施した者に対する委託費です。次のページをお開きください。２０款５項３目１節雑入、中段の後期高齢者医療制度特別対策補助金分は健康ポイント事業に対する補助金です。６行下の在宅当番医制事業運営負担金は、共同事業の構成町であります時津町、西海市よりの負担金です。在宅当番医制度事業委託料に充当しております。５行下、臨地実習受入謝金は学生実習を受け入れた際の謝礼です。その８行下、地域保健活動助成金は、一般財団法人の健康開発事業団の地域保健推進賞へ応募し採択されたものです。保健衛生総務費の備消耗品費に充当しております。次のページをお開きください。上から８行目ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金は、新型コロナワクチン価格が見直されたことによる超過部分、助成金単価８,３００円が市町村に対して支給されたものです。

次に歳出につきまして、昨年度との変更点を中心に主なものを説明いたします。９８、９９ページをお開きください。３款１項３目国民年金事務取扱費は全て健康保険課所管です。年金係職員の人件費および年金事務に係る経費で、内容につきましては例年と変わりありません。次のページをお開きください。３款１項５目国民健康保険費は全て健康保健課所管です。保健係職員の人件費および国民健康保険事務に係る経費です。５目２７節繰出金、長与町国民健康保険特別会計繰出金は、国および県から受け入れた保険基盤安定負担金と、繰入基準により算出された一般会計が負担すべき金額を合計し、国民健康保険特別会計へ繰り出すものです。１１４、１１５ページから１１６、１１７ページにかけて、３款３項３目後期高齢者医療費です。全て健康保険課所管で、後期高齢者医療保険に係る経費です。高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施、健康診査の委託料、療養給付費負担金、特別会計繰出金などで、内容につきましては前年と変わりありません。１１６、１１７ページをご覧ください。４款１項１目保健衛生総務費は、健康増進係職員の人件費および健康センター管理費や保健対策関連の経費です。健康ポイント事業やウォーキングイベントの費用もこちらになります。２節、３節、４節にはこども政策課分も含まれております。流用の１９万８,０００円は健康センターカーテン取り替えのため、４款１項２目感染症予防費の予防接種委託料より流用しております。１１８、１１９ページをお開きください。１２節、１行目在宅当番医制事業運営委託料は、歳入でご説明しました共同事業の構成町であります時津町、西海市からの負担

金と長与町負担分を合わせて支払いをしております。１３節使用料及び賃借料、一番下のモバイルスタンプラリー作成サービス利用料は、町内の無人販売所をめぐりデジタルスタンプを集めながらウォーキングをするもので、１０月から１１月にかけて行いました。１７節備品購入費は、歳入でご説明しました地域保健活動助成金で購入させていただいたテレビゲームで、健康相談時にボーリングゲームを設置し、来場者に体験していただいております。１８節負担金、補助及び交付金の下から２番目長崎市夜間急患センター運営負担金は、長崎市、長与町、時津町で運営費および使用料を患者数割で負担したものです。その下の救急安心センター事業は、救急車を呼んだ方がいいのか、今すぐ病院へ行った方がいいのかなど迷った際の相談窓口として、電話で専門家からアドバイスを受けることができる電話相談事業です。県が実施主体となり、令和６年度より２４時間３６５日相談を受け付けています。県２分の１、市町２分の１の負担で人口割により案分した負担金です。４款１項２目感染症予防費は、予防接種および結核検診に関連する支出です。健康保健課所管分を申し上げます。８節旅費の全て、１０節需用費、消耗品費のうち３万９,１１２円、印刷製本費のうち３５万２,０１１円、１１節役務費、通信運搬費の全て、１２節、予防接種委託料のうち４,５９３万８２３円、その下の結核検診委託料、一番下の風疹抗体検査・予防接種委託料の全てが健康保険課分です。次のページの１９節のうち予防接種健康被害給付金、２２節の全てが健康保険課です。１９節の予防接種健康被害給付金は、令和５年１月に接種、６月に健康被害申請、６年３月に認定された方で、５年２月分からの医療手当を支給しております。１２２、１２３ページをお開きください。４款１項４目健康増進費は全て健康保険課所管で、主に健診に関連する支出です。１２節、健康診査委託料では６年度より歯科疾患検診の対象者に２０歳を追加しております。がん検診等の受診率が上がっておりますので、委託料も昨年度より上昇しております。１２４、１２５ページをお開きください。１７節備品購入費は、歳入でご説明しました寄付金で購入したものです。骨密度計２台は、乳幼児健診時の場を利用し、保護者の血圧測定、検尿等に加え、骨密度測定を導入することで、より一層の家族全体の生活習慣改善を目指しております。また、各地区のイベント参加者の骨密度を測定し、個別相談を行っております。歯科健診用滅菌庫は老朽化したものを更新し、健康センターで利用しております。他は昨年度とほぼ同様の支出となっております。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書をご説明いたします。健康保険課分は５２ページから５５ページまでです。５２ページ、国民健康保険特別会計繰出金は、国の基準に基づき一般会計から国保特別会計へ繰り出した経費です。５３ページ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務は、後期高齢者の保健事業について市町の介護予防事業や国保の保健事業と一体的に実施し、高齢者の多様な課題に対応する事業です。５４、５５ページ、健康ポイント事業は、令和５年度からリニューアルし、県公式健康づくりアプリを活用し、無期限通年で実施しております。以上が健康保健課所管分の主

な内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。歳入の方から入っていきたいと思います。まず22、23ページ、ここから質疑を始めたいと思います。下段の方です。そこに健康保険課分があります。質疑はありませんか。いいですか。次、26、27ページ、ここは保険基盤安定負担金ですね。よろしいですか。28、29ページ。いいですか。30、31ページ。ないようでしたら、戻っても構いません。次に進めます。32、33ページ。34、35ページ、ここで質疑はありませんか。ここは健康増進事業費の補助金です。ここが説明がありました。ないようでしたら、次進みます。42ページ、後期高齢者の分ですね。質疑はありませんか。ないようでしたら、46、47ページ、これも中段、後期高齢医療の分です。では戻っても構いません。48、49ページ、雑入です。ここでも数カ所説明がありました。質疑はありませんか。よろしいでしょうか。戻っても構いません。次に行きます。50、51ページ、ここも雑入分が1件だったかな、1つワクチンの分が入ってます。質疑はありませんか。では、ないようでしたら、122、123ページ、健康増進費、ここからが健康保険課のところになります。では次の124、125ページ、ここも上段の方ですね。前ページの続きです。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

堤委員。

○議員（堤理志議員）

119ページでお伺いしたいんですが、負担金、補助及び交付金で令和6年からこの7119の事業が始まったということでありましたけれども、ざっくり言えば、救急車の適正利用というのが主なものかなと思うんですが、この実績っていうのはもうあらかた分かっているんですか。救急車を実際に出動したもの、それから自宅でしばらく安静にしとけば、あるいは受診した方がいいとか、そういう分類があるかと思うんですが、その割合っていうか、件数でも結構ですが、令和6年度の状況をお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

年度末の7年3月の件数でお伝えします。相談件数は県全体で1,801件、救急医療相談がそのうち1,247件、そのうち119番の通報を勧められたのが201件、今すぐ受診を勧められたのが287件、医療機関の案内をされたのが521件、応答率として78.9%とあります。市町別でいきますと、長崎県全体で1,801件、そのうち長与町が52件です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で健康保険課の審査を終了します。お疲れさまでした。

場内の時計で15時5分まで休憩します。

(休憩 14時56分～15時02分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより介護保険課の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の介護保険課所管分につきまして、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

事項別明細書の26、27ページをお開き願います。まず歳入でございます。14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、一番下段の低所得者保険料軽減負担金、および、次のページに参りまして、右側29ページの一番上段の過年度分精算分が介護保険課所管分でございます。こちらは介護保険料の第1段階から第3段階までの軽減額に対する2分の1の国庫補助で、現年度分の受け入れおよび前年度分の精算による追加交付分でございます。続きまして32、33ページをお開き願います。15款県支出金1項1目1節社会福祉費負担金の下から2つ、低所得者保険料軽減負担金および過年度精算分が介護保険課分で、先ほどの国費同様、保険料軽減の県負担分で、負担割合は4分の1となっております。続きまして42、43ページをお開きください。18款1項1目1節介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計で受け入れる介護保険保険者機能強化推進交付金を、福祉課所管の高齢者交通費・健康づくり助成費および情報政策課へのシステム改修分へ充当するものでございます。

続きまして、歳出に参ります。114、115ページをお開き願います。3款3項老人福祉費2目介護保険費は全て介護保険課分でございます。1節報酬から8節旅費までは、職員および会計年度任用職員の人件費等でございます。27節繰出金は、国が示した基準内での繰出金としまして、介護保険給付費や地域支援事業費の制度負担分、低所得者保険料軽減分、事務費繰出金に係るもので、前年度比マイナス747万8,053円、1.65%の減となっております。介護保険システムの改修業務委託料が令和6年度より情報政策課取りまとめになったことと低所得者保険料軽減負担の減額が主な要因でございます。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書につきましてご説明させていただきます。介護保険課分は56ページをご覧くださいませようお願いします。先ほど支出のところでご説明いたしました介護保険特別会計への繰出金を掲載いたしております。こちらは介護保険事業の運営に係る町の持ち出し分でございますが、決算額の内訳と町の負

担割合を一番下の事業の実績に記載しております。なお資料にございますように、低所得者保険料軽減負担金につきましては、国および県支出金を含めたところで特別会計へ繰り出しを行っております。以上が令和6年度決算の介護保険課に関する内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入の26、27ページから始めたいと思います。一番下段の低所得者保険料軽減負担金と、次のページの過年度精算分ですね。ここが介護保険課の分で説明がありました。質疑はありませんか。いいですか。では32、33ページ、上段の方です。低所得者保険料の軽減負担と過年度精算分、ここが介護保険課です。よろしいですか。戻っても構いません、次行きます。34、35ページ。では次、42ページ、中段ですね。介護保険特別会計繰入金、ここが所管ということで説明がありました。歳入は以上です。全般的に質疑はありませんか。よろしいですか。では歳出の方に入りたいと思います。歳出の114、115ページ、介護保険費、ここが介護保険課の所管です。歳入歳出いずれでも結構です。成果に関する報告書、こちら併せ説明がありましたので、全体的に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で介護保険課の審査を終了します。お疲れさまでした。

場内の時計で15時20分まで休憩します。

（休憩 15時09分～15時16分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより会計課の審査を始めたいと思います。提案理由の説明を求めます。

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

皆さまこんにちは。連日の審査お疲れさまです。それでは、令和6年度一般会計歳入歳出決算会計課所管分につきましてご説明いたします。まず歳入でございます。事項別明細書の38、39ページをお願いいたします。16款財産収入1項財産運用収入2目1節利子及び配当金ですけれども、会計課所管分は備考欄の下から4番目の用品調達基金運用収入319円でございます。これは同基金の普通預金の利息となっております。次に44、45ページをお願いいたします。18款繰入金2項9目1節収入印紙及び長崎県証紙購買基金繰入金100万円、こちらは令和6年12月31日をもって長崎県証紙が廃止されたことに伴い、今年3月の定例会において長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部改正を行い、その基金の額を適正な基金の額に減額をいたしました。具体的には400万円の定額運用基金であった当該基金の額を300万円と改め、この減額され余剰となった100万円を一般会計へと繰り入れたものでございます。次に46、47ページをお願いいたします。20款諸収入2項1目1節町預金利子、こちらは

町県民税など歳計外の利息分 15 万 8,164 円となっております。

次に歳出ですけれども、事項別明細書の 62、63 ページをお願いいたします。2 款 総務費 1 項 総務管理費 4 目 会計管理費、こちらが会計課所管分となります。主な支出は 2 節から 4 節までの職員人件費でございます。人件費につきましては前年度比で約 300 万円の減額となっております。その要因につきましては、昨年 4 月の人事異動により課長補佐級の職員 1 名が新規採用職員と入れ替わったことによる給与手当等の大幅減額分が主な要因となっております。次に 10 節 需用費の消耗品費 13 万 8,184 円、こちらは事務用消耗品の購入、実務提要の追録費用、あと過年度伝票をストックするフォルダやボックスの購入費用を計上しております。印刷製本費 9 万 9,000 円、こちらは決算書、こちらは印刷と製本までを外注した分になります。それと源泉徴収票の送付用の封筒の作成の経費となっております。昨年度この決算委員会の中で、決算書の外注ですね、外注で委託して作ることにについてちょっと疑義を受けたんですけれども、その際もう既に決算書はもう発注し終わった後でしたので、6 年度についてはもう業者に作成まで委託をしたところでございます。しかしながら今年度ですね、7 年度については議員におかれてもタブレット端末を使用しておられるということで、PDF による電子配布になりましたので、決算書の印刷というのは行っておりません。だから、執行残の方で残す予定になっております。次に派出手数料 165 万円、こちらにつきましては、会計課執務室の横にあります十八親和銀行の派出窓口の派遣行員の方の人件費相当分を、令和 4 年度より負担しているものでございます。次に、令和 5 年度より新規計上しております窓口収納手数料についてご説明申し上げます。これまでの経緯を含めて説明をいたします。令和 5 年 4 月から地方税共同機構、こちらが管理運営をしています eLTAX こちらを活用した地方税統一 QR コード、いわゆる QR コード付きの納付書の運用が始まりました。e-Tax とか eLTAX とかお聞きになられたことがあると思いますけれども、e-Tax というのが国税、所得税とか消費税を対象とした国の電子申告、電子納付システムのことです。eLTAX っていうのが、地方税ですね、住民税とか地方法人税、このあたりを対象とした先ほど述べました地方税共同機構が運用している電子申告と電子納付のシステムとなっております。こちらの eLTAX の QR コードっていいのですが、スマホやパソコンで QR コードを読み取ることで、24 時間 365 日どこからでもキャッシュレスで納付ができるということになりました。また全国の金融機関でも支払いが可能となっております。QR コードを読み取ることで、納付と入金情報が eLTAX 経由で自治体に送信されるため、金融機関と自治体双方の収納事務の効率化が図られているところです。長与町においても、個人住民税の普通徴収分、それと固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険の普通徴収分、こちらにおいて QR コードを納付書に印刷をしたところで納税が始まっております。しかし本町が送付する納付書全てに QR コードが記載されているわけではございません。一般会計では、法人住民税、町営住宅の使用料、学校給食費の職員負担分、施設使用料、コピー使用料、それとあと歳計外では町県民税の

特別徴収分、特別会計の方では、介護保険料、後期高齢者医療保険料、企業会計では水道料金、下水道使用料など、これらの納付書についてはまだ現状QRコードの付いた納付書に対応しておりません。しかしながら、介護保険料、後期高齢者医療保険料につきましては、令和8年度中にQRコードを付けて、それに対応する予定となっております。令和6年度においては、本町が送付をする納付書はQRコード付きの納付書とQRコードの未対応ですね、QRコードが付いてない納付書の2種類が存在をしております。そのどちらにも令和5年4月から窓口収納手数料というのが1件当たり税抜きで33円かかっております。その2種類については手数料の支払い方法が若干異なります。まず、地方税共同機構が運営管理しているeLTAXを利用したQRコード付きの納付書ですけれども、こちらも手数料33円かかりますけれども、これは十八親和銀行に支払うものではなく、地方税共同機構というところに支払う手数料となります。さらに、6年度にそのQRコードを読み取って納付された分については、令和7年度に1件当たり33円の手数を支払うことになります。要するに1年遅れでその手数料を払うことになっております。そういった取り決めで行われております。従いまして、今回6年度の決算で納付書を発送している所管課ですね、例えば税務課、こちらで計上されている手数料のQRコード付きの分の手数料というのは、実績的には前年度、5年度分に納められた分の手数料となっておりますので、そのあたりをご理解のほどお願いいたします。次にQRコードが付いてない、対応していない納付書の方は一般会計分については会計課の方で支払いを行っております。特別会計や企業会計分についてはおのものの会計で支払いを行っております。この分については、6年度に納付された分を6年度に支払ってると、そういった形で1年遅れではなくて当該年度分を当該年度にお支払いをしているところです。改めて事項別明細を見ていただきますと、令和6年度中に会計課が支払いました一般会計分と歳計外分のQRコードに対応していない納付書の窓口収納手数料として、決算額が102万7,692円となっております。この手数料の対象となった納付書の枚数は約2万8,200枚となっております。次に、その下の公金振込手数料について、こちらの方もこれまでの経緯を説明いたします。自治体と指定金融機関との公金収納および支払事務に関する経費負担につきまして、令和4年より総務省より適正な経費負担を見直すよう地方公共団体について通知がございました。このような状況を受けて、長崎県下全ての自治体の指定金融機関である十八親和銀行の方からこれまで無料だった公金の振込手数料ですね、こちらについて経費を負担してほしいと、そういった旨の要請があったことから、県内21市町と十八親和銀行が協議を重ねて、昨年の令和6年10月より、県内全ての市町村が同一の手数料単価で経費を負担することとなりました。今回の決算は、有料化された昨年令和6年10月から令和7年3月までの半年間の決算額で153万8,473円となっております。今回の有料化の対象となった伝票のデータ件数は2万264件となっております。次に、その下の伝送システム使用料の決算額は95万7,000円となっております。これは総合振込や給与振込、あと口座振込による支払事務、

これを行う際に使用するデータ伝送サービス、こちらの利用料となっております。次にこうふりネット使用料ですけれども、こうふりネットは十八親和銀行が提供しておりますスマホやパソコンを通して口座振替の申し込みをすることのできるサービスでございます。こちらに計上している16万5,000円は、このサービスの導入初期費用になります。最初だけ16万5,000円かかりまして、導入後はこのこうふりネットを利用して口座振替をした場合、1件当たり税込み165円の手数料を十八親和銀行にお支払いすることになります。当初、このこうふりネットは十八親和銀行が提供するサービスということで、口座振替できる口座というのが十八親和銀行に限定をされておりました。で、それ以外のところに口座振替をする場合は、従前のおり紙ベースの口座振替依頼書の方で口座振替をする金融機関の窓口で手続きをする必要がございます。そこは今も変わってないんですけれども、ただ今年の8月1日よりこのこうふりネットの中にゆうちょ銀行が新たに加わりました。そして今年の10月1日からは新たに西彼農協、JAもこうふりネットに加わりました。ただ、ゆうちょとかJAのこうふりをする場合は1件当たり275円の手数料がかかることになっております。ただ現状ですね、こういった手数料をお支払いしても、納付書を紙でお送りする発送事務とか郵便料金も最近値上がりしておりますので、そのあたりを考えると費用対効果は一定あるものと思っております。以上が会計課の所管の説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入の38、39ページ、ここから入りたいと思います。ここで質疑はありませんか。下段の方の用品調達基金運用収入、ここが会計課の分ですね。説明がありました。では、次の44、45ページ、ここは中段のところの収入印紙及び長崎県証紙公売基金繰入金、ここで説明がありました。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今説明を受けたんですけども、収入印紙及び長崎県証紙購入基金繰入金、もう一度、すいません、その説明を、プロセスを教えてくださいませんか。

○委員長（金子恵委員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

元々県の証紙っていうものが全国的にも廃止に向かっている傾向にあるんですね。それに合わせて、長崎県が使ってる県の証紙、こちらがいろんな納付の手数料として、県の手続きに使う証紙になるんですけれども、こちら今もういろんな納付の仕方が、電子納付とかございますので、もう証紙を使って納付すること自体もやめようということになって、それが昨年12月末で廃止になりました。本町もですね、収入印紙と県の証紙両方取り扱いをしてるんですね。会計課の窓口とか、あと、もう多く住

民課のパスポート等の手続きの時に両方の証紙を使いますので、そちらの方を基金の中で証紙を買って販売をするっていうのも、この収入印紙のこの当該基金の中で、ずっと繰り返してたんですけれども、もう県の証紙が完全に廃止になりましたので、一応定額運用基金で400万円の中で、証紙を買って売って、買って売ってを繰り返したんですけれども、県の証紙の分がもう400万円も要らないだろうということで、収入印紙の300万円分だけを残して、県の証紙分の100万円はもう一般会計に戻そうじゃないかということで、今回戻したような経緯になっております。

○委員長（金子恵委員）

よろしいですか。他にありませんか。それでは46、47ページ、これは町預金利子ですね、15万8,164円、この説明がありました。いいですかね。それでは歳出の方、62、63ページ、会計管理費、ここが会計課です。説明がありました。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

いろいろ納付書等についてもQRコード付きだとかないやつだとかっちゃうことで、いろいろな場面でこうなるっちゃうこと説明はしていただいたんですが、これ納付者ですね、納税者といいますか、納付者にとって何かこの何ら変わることあるんですかね。

○委員長（金子恵委員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

やはり納付する住民の方にとりましては、スマートフォンとかキャッシュレスで納付ができると。もう自宅にしながらできると、そういったことでかなり、もういろんな支払い方法が、PayPayで払ったりとか、クレジットカードで払ったりとか、そういった納付方法がございますので、若い人とかはかなり便利になってるかと思います。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

支払い方法が多様化して、人によっては便利になるというようなことですよね。だから今まで、例えば銀行の窓口行って払ってた人はそれでもいいわけですよね。何も変わらんわけですよね。そこら辺の人はそう今までと心配することなく変わらずに、今までどおりの支払いもできるっちゃうことですかね。分かりました。

○委員長（金子恵委員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

今、浦川委員がおっしゃられたとおりでございます。従来どおりの納付方法でも十分お支払いができるということで、ただ、やはりですね、もう今時代の流れとしてもうス

スマートフォンとかパソコンで納付をするのが主流になっておりますので、こういった形に今後全て変わっていくと思われまます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。ないですね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で会計課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で15時45分まで休憩します。

（休憩 15時38分～15時43分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより議事課の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

山口課長。

○議事課長兼監査事務局長（山口聡一郎君）

議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の議事課所管分につきまして、決算書の歳入歳出決算事項別明細により説明させていただきます。歳出のみとなります。54、55ページをお開き願います。1款1項1目議会費の支出済額の総額は1億4,266万3,882円で、職員人件費等を除いた額は1億727万2,350円、前年度比1,505万560円の増となっております。増加の主な要因といたしましては、議員補欠選挙に伴い議員が1名増となったこと、議員報酬の増額、タブレット端末の導入などが主な要因となっております。1節報酬につきましては、議長以下議員16名分と会議録作成補助として雇用いたしました会計年度任用職員2名分の報酬です。2節給料から3節職員手当等の児童手当までは、議会事務局職員4名分になります。4節共済費は共済組合負担金が職員分、議員共済会事務費負担金以下は議員分になります。7節報償費の講師謝礼につきましては、議員研修の際の講師謝礼となっております。また、その下の謝礼につきましては、議会だよりの読者アンケートに係る謝礼としてエコバックを贈呈いたしました。8節旅費につきましては、前年度と比較いたしまして約132万円の増額となっております。9、10節につきましてはほぼ前年どおりとなっております。11節役務費の2行目インターネット接続料はタブレット端末導入に伴うもの、4行目の手数料はタブレット導入時の初期設定に係る経費となっております。12節委託料は前年どおり、13節使用料及び賃借料につきましては約23万円の減、次のページにまいりまして、17節備品購入費については、タブレット端末、Apple Pencil、Wi-Fi ルーターの購入を行ったものでございます。18節負担金、補助及び交付金は前年どおりとなっております。以上で歳出についての説明を終わります。

続きまして、主要な施策に関する説明書につきまして掲載をしておりますので57ページの方をご覧くださいと思います。以上が議事課の令和6年度決算に関する内容でございます。ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。54から57ページ、歳出のみですので全体的に4ページにかけての質疑を行います。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

1節報酬の議員報酬5,610万5,900円ですか。これって何人分ですかね。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○議事課長兼監査事務局長（山口聡一郎君）

議長以下16名分となっております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この5,600、これを16名で割りますと350万円ぐらいにしかならんとですよ。こんなもんなんですかね。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○議事課長兼監査事務局長（山口聡一郎君）

3節の職員手当等の備考の一番下、議員期末手当がございますので、そちらの方と併せましてご参照いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で議事課の審査を終了いたします。

引き続き、監査事務局の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

山口課長。

○議事課長兼監査事務局長（山口聡一郎君）

続きまして、監査事務局所管分の説明を申し上げます。こちらも歳出のみとなります。90、91ページをお開き願います。2款6項1目監査委員費でございます。1節報酬は監査委員2名の報酬です。2節給料から4節共済費までは職員1名分の人件費となります。8節は職員および監査委員の旅費および費用弁償となっております。次のページをお開き願います。10節需用費から18節負担金、補助及び交付金につきましては、経常的経費となっており例年と大きく異なる点はございません。以上が監査事務局の令和6年度決算に関する内容でございます。ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。質疑に入ります。全体通しての質疑で構いません。質疑はあり

ませんか。いいですね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で監査事務局の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての結審を行います。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本会議で分割付託されました議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで終了です。皆さまお疲れさまでした。

(閉会 15時50分)